

目 次

令和5年12月25日（月曜日）

議事日程（第2号）

開議（午前9時30分）	47
付託議案について各常任委員会の審査結果報告	47
（総務建設常任委員会）	47
休憩（午前9時40分）	49
再開（午前9時43分）	50
（教育民生常任委員会）	50
委員長報告に対する質疑	52
（総務建設常任委員会）	52
（教育民生常任委員会）	53
一般質問	53
7番（大野一行君）	53
3番（宮原隆昌君）	64
休憩（午前10時45分）	67
再開（午前10時55分）	68
5番（小川務君）	68
8番（鈴木美香君）	77
2番（石井亨君）	87
休憩（午後0時28分）	98
再開（午後1時30分）	99
9番（福本耕太君）	99
討論、採決	113
（議案第1号～議案第15号、議案第17号）	
議員の派遣	128
閉会中の継続調査申出	128
閉会（午後2時52分）	128

令和5年12月25日（月曜日）午前9時30分 開 議

1、 出席議員

1 番（岡本真澄君）	2 番（石井 亨君）	3 番（宮原隆昌君）
4 番（森 英樹君）	5 番（小川 務君）	6 番（井藤茂信君）
7 番（大野一行君）	8 番（鈴木美香君）	9 番（福本耕太君）
10 番（川本貴也君）	11 番（福本達雄君）	12 番（濱野良一君）

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第121条による出席者

町 長（岡野能之）	教 育 長（港 育広）
副 町 長（山本浩司）	企画財政課長（佐伯浩二）
総 務 課 長（笹山恵子）	税 務 課 長（渡辺志保）
健康福祉課長（石床勝則）	住民環境課長（島原正喜）
建 設 課 長（濱口浩司）	農林水産課長（塩見康夫）
商工観光課長（蓮池幹生）	会 計 課 長（須浪美香）
教育総務課長（堀 康晴）	生涯学習課長（宮原正行）
企画財政課課長補佐（中村友幸）	総務課課長補佐（山本詳司）

議会事務局職員

議会事務局長（三枝恵吾）	書記（三浦博樹）
--------------	----------

議事日程 第2号

別紙のとおり

○議長（濱野良一君）

おはようございます。

本日は、ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

開議

○議長（濱野良一君）

ただ今の出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配布のとおりであります。

付託議案について各常任委員会の審査結果報告

○議長（濱野良一君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第 1、付託議案について各常任委員会の審査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各常任委員長の報告を求めます。

○議長（濱野良一君）

総務建設常任委員長 小川務君。

○総務建設常任委員長（小川務君）

おはようございます。

当委員会に付託されました各会計補正予算および条例関係等の議案について、12 月 19 日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その結果について所管課ごとに要点を報告させていただきます。

はじめに総務課より、議案第 1 号の所管部分について、一般職に係る人件費については、人員配置の変更および人事院勧告による給与のベースアップによるもので、合計 2649 万 5 千円減額するとの説明がありました。

旧土庄高校跡地整備事業は、工事に支障となる電柱の移転に係る補償費を支払うための経費について、入札による請負残の工事費を組み替えて対応することです。

価格高騰応援商品券支給事業について、発送に係る実績見込み額により、125 万 4 千円減額するもの。消防団運営事業 60 万円は、消防団屋形崎班の積載車について、自治会が更新することを決定したため、その負担部分について補正するとの説明がありました。

次に、議案第 2 号、第 4 号、第 5 号は、人員配置の変更および人事院勧告に

よる給与のベースアップによる人件費の補正であり、議案第 2 号の国民健康保険事業特別会計は 27 万 7 千円減額、議案第 4 号の介護保険事業特別会計は 27 万円増額し、議案第 5 号の福祉サービス事業特別会計は 77 万 2 千円を減額すると説明がありました。

次に、議案第 6 号、第 7 号は、土庄町職員、町長等および議員の給与および報酬等に関する条例の一部改正で、職員については、人事院勧告による給与および期末勤勉手当の支給率を改正、令和 5 年 4 月 1 日まで遡及適用し、町長等および議員については、来年度から期末手当率の引き上げを行うと説明がありました。

企画財政課より議案第 1 号の所管部分について、企画事務費は、都市部での宿泊費高騰により、旅費 30 万 3 千円を増額補正するものです。移住定住促進事業は、地域おこし協力隊に係る活動経費の節の組み替えをするもので、豊島地区シャトルバス運行事業は、原油価格高騰による燃料費の増加と車両修繕費など 16 万 4 千円を増額補正するものです。

歳入では、コロナ臨交金 1 億 7309 万 9 千円につきましては、対象事業経費への充当および財源更正を行っています。また、今回の補正により、特定財源を除いた一般財源所要額は、841 万 7 千円の減額となっており、同額を財政調整基金繰入金により調整しているとの説明がありました。

次に、建設課より議案第 1 号の所管部分について、道路橋りょう費 69 万円は、町道の施設修繕を行うものです。

港湾費 110 万円は、江島港護岸改良工事の仮設費等の増額によるものです。

都市計画費 435 万 6 千円は、立地適正化計画策定に伴い、とくに早期の整備が求められている地域の集中的な調査、分析を行うための増額となります。

議案第 3 号 港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）は土庄港ターミナルビルの高圧ケーブル等を改修するものです。

議案第 17 号は、湊崎都市下水路事業 大谷ポンプ場幹線整備工事（第 2 工区）の工事請負契約を締結するものです。

委員からは、応札業者数に対する質問があり、「応札業者は 1 社」との回答がありました。

次に、農林水産課より議案第 1 号の所管部分について、農業総務事務費 46 万 5 千円は、1 月から正規職員 1 名が産休に入ることに伴う、会計年度任用職員 1 名分の費用です。

有害鳥獣被害防止対策事業 22 万 1 千円は、ヌートリアの捕獲頭数の増加に伴う、貸出用のハコワナの購入費と捕獲奨励金を増額するものです。

町土地改良事業 6 万 8 千円は、豊島のみくに園が避難路として使用している、みくに園から町道檀山線までの間に位置する農道の草木を伐採する費用です。

農業用施設災害復旧費は、8月の台風7号により被災した農地等の被害の復旧するための費用との説明がありました。

議案第14号 土庄町農業集落排水事業の設置に関する条例、議案第15号 土庄町農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例は、令和6年度から人口3万人未満の市町村における下水道事業について、地方公営企業法に規定する財務規定等の適用を受けることとなるため、本条例を新たに制定するものとの説明がありました。

次に、商工観光課より議案第1号の所管部分について、商工業振興事務費マイナス29万1千円は、マイナポイント事業の終了に伴う事業費の精算による減額、融資預託金事業12万5千円は、中小企業融資保証料補助金および利子補給金の実績に伴う増額、観光事務費9万8千円は、域学連携および産学官連携事業に伴う県外旅費の増額、エンジェルロード公園運営事業5万1千円およびレンタサイクル貸出事業17万5千円は、施設備品等に係る修繕費の増額などとの説明がありました。

以上、当委員会へ付託されました議案については、審査の結果、全ての案件について原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設常任委員会への付託された審査内容の報告を終わります。

○議長（濱野良一君）

教育民生常任委員長 福本耕太君。

休憩

○議長（濱野良一君）

少し休憩いたします。ちょっと、確認作業をいたします。

休 憩 午前9時40分

再 開 午前9時43分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開いたします。

○議長（濱野良一君）

教育民生常任委員長 福本耕太君。

○教育民生常任委員長（福本耕太君）

付託議案について説明させていただきます。所管課ごとに要点を報告させていただきます。

教育総務課。はじめに、教育総務課より議案第 1 号の所管部分について、私立・町外保育所運営事業 11 万 1 千円は、私立保育所 2 園に対する電気・ガス代の価格高騰分を補助するものです。

公立認定こども園維持管理費では、四海こども園保護者からの寄付 10 万円を四海こども園の植樹に充当するもの。また、備品購入費 40 万円は、北浦こども園保育室のエアコンを更新するものです。

小学校スクールバス運行事業の修繕費用 49 万円と自動車航送料 3 万円は、豊島小学校のスクールバスのエンジントラブルに伴うものです。

中学校維持管理費の施設修繕費は、土庄中学校武道場の網戸を修繕するものです。

中央学校給食センター費の給食材料費 64 万 8 千円は、香川県が実施する県産農水産物学校給食利用拡大事業補助金を活用し、給食材料に香川県産の農水産物を使用するもの。燃料費と水道料は、価格高騰の影響により増額するもの。物品修繕費は、ボイラー室定期点検に伴うもの。施設修繕費は、浄化槽を修繕するものと説明がありました。

委員から、豊島小学校のスクールバスの修繕状況について質問があり、「修繕作業は既に終了している」と、回答がありました。

続いて、議案第 10 号の土庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、法律の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

議案第 11 号 土庄町立認定こども園条例の一部を改正する条例は、細則の改

正にともない、条例の一部を改正するものと説明がありました。

生涯学習課の議案第 1 号の所管部分について、働く婦人の家運営費 90 万円は、総合福祉会館の貸付期間延長に伴う働く婦人の家部分の国庫補助金返還金との説明がありました。

放課後子ども教室費 160 万 4 千円は、利用児童数の増加および「とのたる館」周辺工事の安全対策としてスタッフを増員するものです。

刈崎第二グラウンド整備事業 121 万円は、照明の LED 化等を行うための設計委託料であるとの説明がありました。

委員より、総合福祉会館の国庫補助金返還金の生じた理由についての質問があり、当初の目的と違う目的で使用しているため返還金が生じたとの説明がありました。

健康福祉課より議案第 1 号、第 2 号、第 4 号の補正予算所管部分について説明がありました。

議案第 1 号のうち、価格高騰重点支援給付金事業については、非課税世帯や家計急変世帯に対する支援として国が 7 万円追加給付するもの及び町が臨時交付金を利用して被扶養者世帯に対して 3 万 5 千円を支給するもので、財源として全額国費を充てるとの説明がありました。

医療・福祉施設等物価高騰対策補助事業については、物価高騰により影響を受けた介護保険事業所や保健医療機関等に対して、宿泊を伴わない事業所に 10 万円、宿泊を伴う事業所に定員 1 名に 1 万円を乗じた額に 5 万円を加えた額を支給するもので、財源として全額国費を充てるものとの説明がありました。

乳幼児医療費支給事業および子ども医療費支給事業については、インフルエンザの流行により不足が見込まれるため補正をするもので、財源として小学 3 年生までは県費を充てるとの説明がありました。

子育て世帯物価高騰支援特別給付事業については、町民税非課税世帯を除く 18 歳以下の児童に対し 1 人当たり 1 万円を給付するもので、対象者は、1430 人を見込んでおり、財源として全額国費を充てるもの。

母子保健事業費については、小豆島版セミオープンシステムの利用者 1 名分の準備金および滞在概算費用を補正するもので、財源は町費となると説明がありました。

次に、議案第 2 号 国民健康保険事業特別会計の補正予算については、マイナンバーカードの保険証利用に係る周知チラシ作成のための費用を計上するもので、財源として全額国費を充てるとの説明がありました。

次に、議案第 4 号 介護保険事業特別会計の補正については、会計年度任用職員の間外手当について増額補正するものと説明がありました。

次に、議案第 8 号 土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、

県内保険料水準の統一に向けた保険税算定方式の見直しおよび地方税法の改正に伴い、出産被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険税軽減措置を規定するため、条例の一部を改正しようとするものと説明がありました。

次に、議案第 12 号 土庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、県内市町における被保険者適用除外の取扱いを統一するため、条例の一部を改正しようとするものとの説明がありました。

次に、住民環境課より議案第 1 号の所管部分について、交通安全対策事業は、緑色の横断指導線を路面に塗装するなどの費用となっており、マイナンバー戸籍・住基システム整備事業は、戸籍・住基システムに「ふりがな」を記載するシステム改修委託料、斎場維持管理費は燃料費の高騰による増額、塵芥処理事業は塵芥車両の修繕費用、水道事業は物価高騰対策として臨時交付金を活用して水道企業団へ補助するものと説明がありました。

委員から、交通安全対策事業で実施する交通安全施設整備工事の内容について質問があり、「オーリーブタウンに設置する横断指導線に関する設置目的」などの説明がありました。また、マイナンバー戸籍・住基システム整備事業について質問があり、「戸籍・住基システムの氏名に「ふりがな」をつけるための改修である」との説明がありました。

議案第 9 号 土庄町手数料徴収条例の一部を改正する条例は、政令が公布されたことにより条例の一部を改正するもの。

議案第 13 号 土庄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例は、し尿の収集処分に係る手数料を 18Lあたり 55 円引き上げようとするものとの説明がありました。

以上、各課から報告を受け、審査した結果、全ての議案について原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（濱野良一君）

これをもちまして、各常任委員会の審査結果報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（濱野良一君）

これより、各常任委員長より報告のありました件を議題といたします。

総務建設常任委員長の報告について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（濱野良一君）

教育民生常任委員長の報告について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

一般質問

○議長（濱野良一君）

日程第2、一般質問を行います。

なお、答弁につきましては簡潔・明瞭に答弁いただきますよう、よろしくお願いたします。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

○議長（濱野良一君）

7番 大野一行君。

○7番（大野一行君）

7番、大野です。質問に従いまして、これから質問いたします。

まず第1点、土庄町の公共施設の適正、有効利用について問います。

(1) 小豆島やさい工房についての具体的に問います。当初の設立の目的を問います。設立から現在までの経緯を問います。設立から現在までの財政負担、土庄町のです。いくらかかっているのか問います。設立の成果と今後の課題を問います。お答えください。

○議長（濱野良一君）

農林水産課長 塩見康夫君。

○農林水産課長（塩見康夫君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

土庄町植物栽培システム研究所につきましては、地方創生関連の交付金を利用した次世代栽培システム実証・研究事業により、理化学研究所、慶應義塾大学、香川県と連携・協力して、植物工場での省電力生産モデルについて取り組

み、植物工場の課題である生産力、収益性の向上のための技術開発と実証研究を行い、県内企業等にノウハウ、システム等を提供することで、今後の農産業の活性化を図るとともに、地域振興、雇用、経済波及効果を期待し、設立したものでございます。

続いて、2点目のご質問にお答えいたします。

土庄町植物栽培システム研究所の設立から現在までの経緯につきましては、平成27年度より、生育環境制御システムの構築やモニタリングシステムの設置を行い、29年12月に工場を開設、翌年2月から本格稼働いたしました。平成30年8月から31年1月における実証実験では、栽培素材として低カリウムレタスを栽培し、平成31年4月から令和2年3月までは、栽培素材をエディブルフラワーとベビーリーフに変更し、施設・設備のコスト計算や環境計測などを行い、データを集積し、収支・事業化モデルを構築いたしました。

実証実験が終了することとなる令和2年4月に向け、工場の使用者を公募したところ、カトーレック株式会社が応募し、使用者として決定いたしました。カトーレック株式会社は、令和2年4月から町が栽培していたエディブルフラワーとベビーリーフの栽培を行いましたが、コロナウイルスの感染拡大による行動制限等の影響により販売不振や販売先の拡大ができないこと、また、工場内における虫の侵入による駆除費や出荷・検査に係る人件費の増大などにより、3年3月31日をもって撤退することとなりました。

カトーレック株式会社から撤退の意向を受けた後、これまで5回公募を行っており、応募期間中、何件か問い合わせや現場説明はありましたが、応募者がいない状況でございます。

続いて、3点目のご質問にお答えいたします。

土庄町植物栽培システム研究所の設立から現在までの町財政からの総支出金額につきましては、266万9000円となっております。

続いて、4点目のご質問にお答えいたします。

土庄町植物栽培システム研究所の設立の成果につきましては、採算性の確保に課題がある植物工場について、生産状況の計測モニタリング等により、低カリウムレタス、エディブルフラワー、ベビーリーフの栽培の安定生産、低コスト化に向けた実証研究の取り組み、結果、各種環境データに関する有用なデータを得るとともに、コロナの影響により、令和2年度のみとはなりましたが、民間展開につなげることができました。

今後の課題としましては、令和3年度以降、やさい工場を使用させていただくための公募に、さまざまな手を尽くしてまいりましたが、応募者がいない状況でございます。

引き続き募集してまいりますが、補助事業で建設した施設であり、使用目的

が限定されますことを踏まえ、施設、機器の耐用年数等を精査し、国、県とも協議しながら、利活用方法を含めた検討をしてみたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○7番（大野一行君）

丁寧な答えをいただきました。

すごく分かりやすいんですが、このやさい工房が、基本的には実験ということではあるんですけども、私、一般町民だったときに耳にしたんですが、少し調べますと、もともとどこであっても収益が上がらない事業だと、実験といながら、なのに、前任者の責任者である前三枝町長が決定をしたんだらうと、最終決定。これ、収益がありましたか。これだけお答えください。

○議長（濱野良一君）

塩見課長。

○農林水産課長（塩見康夫君）

大野議員の再質問にお答えいたします。

やさい工場の収益につきましては、町が栽培している間では収益はございませんでした。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○7番（大野一行君）

今、土庄町の関係者、私たち議員も含めて、町の財政が非常に厳しいということは共通認識しております。その中で非常に大事なものは、どの事業を選ぶかということが非常に重要になってくるわけです。ただ、国の補助金が付くから飛びつきますと、結果は今もほぼほぼ町の財政 260 万使ってるわけです。おそらく、これからもこのままでいけば、町財政使わざるをえないだろうと思います。それ時間がないので、この件で岡野町長のご意見を伺いたいと思います。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

今後ということでしょうか。それとも、それ以前の私議員しておりましたので、その認識について答えたらよろしいでしょうか。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○7番（大野一行君）

おっしゃるとおり、私責めてるわけではないんです。当時の議員も12名おりましたから、どなたか誰かがチェックされておれば、もしかしたら防げたかなということもありまして、その議員のときと現在最高トップの責任者としての、ちょっと意見があればお答えいただきたいと思います。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

大野議員のご質問にお答えさせていただきます。

私、当時議員をしておりまして、当時ですね、説明の中にも議員同士ですね、多少のずれがございました。私以外の方で何名かはですね、パナソニックに視察に行った際、日産2000株、また初期投資が2億円以上あるというところで、今後これ販売するのは難しいだろうと、そういうような企業誘致も難しいだろうという認識でございました。

私の考え方はですね、当時の思いはですね、まず理化学研究所とおつき合いできるというところ、慶應義塾大学とおつき合いできるというところがですね、たいへん期待するものであり、理化学研究所の和田先生、当時の、レーザーの研究をされておりまして、そのレーザーの使い方によっては、人の病気が発見できるとか、また、牛や魚の肉質が分かるというような研究まで持ち込めるといようなことでもございました。慶應義塾大学の方からは、液体肥料の研究をされておりまして、その液体肥料が小豆島の今後の農業に使えるものではないかというような期待がありました。

パナソニックの視察の後ですね、2年後にあおいパークという静岡県が作っている施設を視察させていただきました。その中では、当時には珍しく、もうAIを使った農業、それから機能性を持つ野菜の栽培等の研究を行っている施設でもございました。

私はそのようなところから、このようなところとつなげれば、今後、小豆島また土庄町の農業やその他の分野にも活用できるのではなかろうかというところで、そこを重視してですね、議員として実証実験すべきだという思いでございました。しかしながら、皆さんの思いがですね、多少ずれが生じまして、町民の方から「採算性があるのかどうか」というようなところから、当時の職員、また関係者の皆さまは大変苦勞されて、採算性を求めるために走られたのだと思います。

今後ですね、私は施設の利用につきましては、この使用目的というのがありますので、どのようなかたちで使用すれば町民の今後の生活につながっていくか、ということをお前提に施設の利用を進めてまいりたいと思っております。以

上でございます。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○7番（大野一行君）

よく分かりました。

ただ、もう1点だけ最後ですが、現在はこの研究に生かされてるんですかとおっしゃられた、そういう研究に今も生かされてるといふならば値打ちがありますけれども、現在それはどうですか。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

当時の研究がですね、この実証実験によってですね、生かされているということをはっきり言えません。というのも、もともと太陽光を使った施設だということから、そこがちょっと違う方向で進み、パナソニックの蛍光灯のみの研究になりましたので、ただ蛍光灯をですね、例えば、この緑色と赤を混ぜれば甘いレタスができるとか、そういうような実証実験結果は残っております。それが、土庄町にとってどのように活用されるかというところは多少疑問がありますが、実証実験の結果としてはそのぐらいが残っております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○7番（大野一行君）

もう少し議論したいんですが、時間の関係で説明ではよく分かりました。

次に進みます。2番目です。

土庄東港港務所について具体的に問います。

当初の設立の目的を問います。施設の利用条件を問います。施設の現在までの経緯を問います。お答えください。

○議長（濱野良一君）

建設課長 濱口浩司君。

○建設課長（濱口浩司君）

それでは、大野議員のご質問にお答えいたします。

1つ目の設立の目的でございます。

土庄東港は、主に阪神方面へとつながる港として活用されてきました。港務所は、土庄東港を利用する町民および旅客者の利便性向上のため設置したものです。建設は昭和45年で、切符売り場、待合所およびトイレを整備したものです。なお、現在、港務所を使用しているものから提出された港湾施設使

用許可申請書の目的は、旅客船運航に伴う発券業務および関連業務、旅客接待待合所としての使用となっております。

2つ目の利用条件でございます。

港務所を使用する者の条件は、土庄東港を利用する町民および旅客者等への切符販売および休憩空間等を提供することを基本としております。現在、使用許可している者に対する許可条件は、「公共用財産を損壊、または汚損しないこと」などの14項目がございます。

3つ目でございます。現在までの経緯でございます。

土庄東港港務所は、長年多くの方に利用され、阪神方面への定期航路がなくなり、その後の高松航路も廃止され、定期船の運行はなくなりました。平成28年6月に、現在の使用者から港湾施設使用許可申請書が提出され、許可して今日まで更新継続されております。

本年2月に転貸の通報があり、調査したところ使用者による接待待合所の運営及びその収支計上が確認できなかったことから、転貸に該当すると判断し、改善を求め行政処分を行ったところでした。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○7番（大野一行君）

1点だけ課長に説明いただきたいんです。

浄化槽とか水道、電気、この費用はどうなっていますか。

○議長（濱野良一君）

建設課長 濱口浩司君。

○建設課長（濱口浩司君）

大野議員の再質問にお答えします。

浄化槽の費用に関しましては、町の方で払っております。水道、電気の方に関しましては、使用者により支払っております。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○7番（大野一行君）

この、正確に申し上げますと、東港港務所というそうですが、私いろいろ調査調べました。さまざまな事実の書類の結果から、実はこれも前任者の三枝町長の関連のことになりますが、この港務所が高速艇がなくなって、いつの間にか喫茶店になってます。これはご存じだと思います。ところが、この最初のクリエイト21というペーパーカンパニー、たぶん、たぶんです。よく分からない会社が土庄町との契約ないまま、当時の三枝町長との契約のないまま、このクリエイト21という会社が、現在の使用者、大谷政則氏に貸してるわけです。そ

ういう経緯がございます。私の調査の範囲ではです。

その後、三枝邦彦氏と2016年6月28日に大谷政則氏と契約をしております、続いて、そのまま現岡野町長が引き続いて契約しています。

これ随分いろいろな問題があります。私から見ればです。1つは使用目的、旅客船等ですね。簡単に申し上げます。私用に使うと。今喫茶店ですね。本来なら当時の町長三枝氏が、用途変更すれば、何の問題もない。ちゃんとした手続きをしないまま、私から申し上げますと私物化と見えるわけです。行政の私物化、これはすべて書類でわかると思いますが、行政に残ってます。それを精査すると分かります。私が申し上げたいのは、さまざまなこの中で、いわば契約違反行為もがございます。これも本当に真摯に文書を見れば分かります。契約書見れば分かります。誰が見ても、おかしいじゃないかということが分かります。

例えば、今、水道代等は当事者が払ってますが、浄化槽、結構なお金かかりますが、これは町の建物ということで、町が払ってます。その理由は、公共の建物という前提が理論的にはあるんですが、実際はほとんど喫茶店として使ってます。私、ちゃんと見てきました。チェックしてきましたから、これは逃げようのない事実なんです。そうすると、ちゃんとした契約書には借りる広さが決まってるんで、金額は安いとか高いとか別として、一部しか借れないのを全部使ってます。そうすると、本来ならこの広さの値段を支払わなきゃならない、町に。という問題が生じてくるわけです。お分かりですか。そういうことなんです。つまり本来、広さが借りますと高くなります。そのお金がいくら分からないですけど、町に入るわけです。だけど、契約してんのはあくまで平米で50何平米、全体で100何平米ありますけど、そういう契約で全体使ってるという。極端に言えば、前政権が便宜を図ったと言わざるを得ない書類になってるわけです。この辺、ちょっとだけ説明、課長からちょっとだけ説明願います。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○建設課長（濱口浩司君）

大野議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの接待待合所の共用部分の話だと思われるんですけども、そもそも待合所の部分は、一般利用のためにあるものでございますので、港湾施設の使用許可というものは許可しておらない状態であります。

また、現在の飲食物を受け取った後にですね、お客さんの方が共用部分を使用するという事は、一般利用の範疇であるというふうに考えておりますので、その部分を占有してというようなことにはちょっと捉えられないと判断しております。以上です。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○7番（大野一行君）

理論上の説明はそうなんです。何か問題あったらそういう説明が公にはできるんです。しかしながら、これ国でもありますけど、よくある話ですが、実際は違うんです。説明は分かるんです。事実は違うんです。この辺がやっぱり行政は公平、きちっとする意味ではできるんですよ。用途変更すればいいんです。そういうちゃんとしたことを前政権はしないまま、新しい政権、岡野町長に引き継いでいるわけです。ですから、そのときにきちっと見直す。政権が変わりましたので、これはどこもそうですけど、普通はそうなんですよ。やっぱりチェックをし直す。このことが欠けてるんです。責めてるんじゃないんです。私の質問、これ今日3つありますが、全部、私から言えば前政権の負の遺産と思ってます。時間がありませんから、いくらでも論破したいんですが、時間がないうんです。この土庄港港務所について、岡野町長の見解を伺いたいです。どうぞ。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

現在のところは、使用許可条件に基づいて貸し出しを行っております。そのようなところでまだ使用期間中がございますので、今現在すぐにどうのこうのということは、できないと思っております。また、その使用目的、使用方法についてですね、先日というか何カ月か前に、使用目的に反しての部分がありましたので、行政処分を行っております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○7番（大野一行君）

誠に申し訳ないですけども、最高権限のトップですから、できないということじゃないんです。していかなきゃならないんです、正常に。ペナルティを課したからじゃないんです。これは当然のことなんですよ。最高責任者としては、きちっとしなきゃならない。義務といいますか、仕事なんですよね。もう1点のこのクリエイト21という最初に関わった会社、これ契約してません。どうお考えですか。これ、前政権のことですが引き継いでますので、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

私といたしましては、先ほど申しましたように、現在の使用許可に基づいて

使用を許可しておりますので、その以前のことにつきましては、どうのこうのという、私が申すべきことではないと思っております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○7番（大野一行君）

使用許可に基づいてですが、私言ってるの、使用許可であるこの目的が違いますよと、再三再四申し上げております。これ読んでください。これでいくと喫茶店はできませんね、私から申し上げます。たぶん、多くの人にこれ見ていただいても、たぶん喫茶店はできないと思います。ですから、100歩譲ってるんです。用途変更という努力をして、そしたら何の問題もないんですよ。何にもしないまま説明だけして、私関係ないんですよと、じゃないんです。議員もそうですけど、行政も継続性があるんです。前任者の責任は引き継ぐわけです、基本的にはね。個人的じゃないですよ。議員もそうなんです。個人的には引き継がないけれども、議会としては引き継ぐんです。これ本当なんです。ですから、やむを得ず現責任者に聞かざるを得ないんです。その辺の認識が少し違うかなど。これ、本当時間がないので、これまだまだはつきりさせていきたい。このことを申し上げておきたい。これ今日、町民の皆さん傍聴されてますから、普通は分からないんです。本当に町民の皆さん分からない。議員も分からない。これきちっと読めば、今の喫茶店不可能です。共用部分使うなら、それお金を払わなきゃ駄目なんですよ、町に。というのを申し上げて、とりあえず中途ですけど、時間の関係で、次に進みます。再度考えてください、町長。本当に関係あるんです、行政は、いやでも。申し上げておきます。

3点目、総合福祉会館について、どうもこれは働く婦人の家だそうです。これも当初の設立目的を問います。現在までの経緯を問います。総合福祉会館が目的外に使用されたときのメリット・デメリット、これを伺います。

○議長（濱野良一君）

生涯学習課長 宮原正行君。

○生涯学習課長（宮原正行君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

総合福祉会館は、昭和61年3月20日、当時の労働省から補助金を受けて、働く婦人の家として、また香川県から補助金を受けて老人福祉センターとして、以上2つの機能を持つ複合施設として開設いたしました。その設立目的は、働く婦人の家が土庄町内に居住する勤労婦人等の福祉に関する事業を総合的に行うこと。老人福祉センターが、土庄町内に居住する老人の福祉センターに関する事業を総合的に行うこととされております。

続いて、2点目のご質問のお答えといたしまして、総合福祉会館への土庄町商

工会の移転の経緯についてのことかと思いますのでお答えいたします。

総合福祉会館にはエレベーターがないことから、利用者にとってエレベーターがある中央公民館の方が利便性がよいのではないかと、との考えがございました。

一方、令和 2 年頃、庁舎建設に伴う周辺整備として、土庄町商工会から庁舎駐車場までの道路整備が計画され、土庄町商工会の移転の話が出ていました。土庄町商工会の移転先は、中央公民館、総合福祉会館、旧土庄高校 3 号館が候補地となり、その後、社会福祉協議会が中央公民館に移ることを前提に、土庄町商工会の移転先は、総合福祉会館または旧土庄高校 3 号館で検討が行われ、セキュリティ一面などを考慮した結果、総合福祉会館に決定いたしました。これを受け、令和 3 年 8 月に社会福祉協議会が中央公民館内に移り、その後 11 月に土庄町商工会が総合福祉会館に移転し、現在に至っております。

当時、長年にわたり総合福祉会館を利用していただいております社会福祉協議会および各利用者の皆さまに対し、早い段階で十分な説明ができていなかったことから、多大なるご心配ならびに、ご迷惑をおかけいたしました。なお、中央公民館に移っていただいた、社会福祉協議会からの要望を受け、令和 4 年 12 月には公民館事務室と社会福祉協議会事務所との間に間仕切り壁を設置し、必要な改修を行うとともに利用者の代替施設の 1 つである湊崎公民館へ新たな女性用トイレを設置いたしました。

続きまして、3 点目のご質問にお答えいたします。

メリットとしましては、中央公民館の機能やエレベーターが利用できるようになったことで、結果として利便性が確保されたと思っております。

また、商工会が移転したことにより、庁舎周辺整備事業である道路計画が進捗しております。

また、デメリットとしましては商工会より賃借料はいただいておりますものの国への返還金が発生したこと。それから繰り返しとなりますが、長年にわたり総合福祉会館を利用していた社会福祉協議会および各利用者の皆さまにご迷惑をおかけしたことでございます。

この反省を踏まえ、利用者の皆さまや各利用者団体とは引き続き十分な意思の疎通に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○7 番（大野一行君）

もう 1 点だけ、時間ありません。商工会議所の移転費用をいくらか払ってますよね。その金額だけ教えてください。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○建設課長（濱口浩司君）

大野議員のご質問にお答えします。

現在、移転の方は済んでおるんですけども、費用の方をちょっと今現在、手持ちしておりませんので、後ほどお答えするという事によろしいでしょうか。申し訳ございません。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○7番（大野一行君）

あと、鐘がなりましたんで、時間がありません。

ただ、商工会議所会館の方にも、何千万かは多分、移動費が払ってられるというのと、私、前の議会でこれ質問して、これも前トップの独断と偏見であろうということのをうすうす感じております。この担当課長が大変ご苦労されて、本当に何とか、今収まってるということだけ申し上げておきます。

今日私がなぜこの質問するかと申し上げると、本当に土庄町財政非常に厳しい。実は京都が、赤字だ、再建団体になりうるんですが、頑張りはって頑張りまして、何とか持ちこたえてます。ちょっとだけ参考に申し上げます。

職員を12年間で4000人ほど削減してます。ちょっと調べてください。分かります。ですから、土庄町の財政が非常に厳しいので、私いろんなことをできるだけ、無駄を省いていただきたいという思いなんです。赤字になりまして、再建団体になりますと、誰も責任を負いません。しんどいのは職員と町民なんです。これは、早くから取り組んでおかなければ間に合わないんです。このことをとても危惧してます。全員が、関係者全員が共通認識をしないと、本当にね、間に合わないんです。そういう意味では、たとえ1万円、100万円、こういう金額でも、できるだけ本当に無駄を省くということが前提になれば、今の土庄財政、これから良くなりますか。絶対良くなりません。京都の例を挙げますと、やっぱり高齢化、少子化、大きいんです。ただ、最近の観光業盛り返してきたために、それと行政がごつつ頑張ってます。今の市長はじめ職員が頑張って何とか切り抜けそうです。そういうこともぜひ参考にさせていただきたいと思います。ですから私、真剣に誠心誠意質問してるわけです。私たち議員も、そのことをよく認識しながら、とくに行政は直接関わるわけですから、いつもそのこと認識においていただきたい。そう願って、これからたくさん肥土山浄水場の工事30億、沖之島架橋11億くれますが、土庄5億、もつとかがかります。大谷ポンプ場、土庄高校跡地、小学校跡地の問題、すべてこれから難問山積なんです。庁舎新築、小・中学校新しいのができました。幼稚園も統合しました。すごく良くなっていますが、こういうことが重なって、夕張が赤

字団体になったわけです。箱物つくり過ぎた。一気にです。長期的な展望で、きちっとやれば起こらないんです。このことを申し上げたいために、まずこの3つの質問。前任者の負の遺産はきちっと精算する勇気を持たないと、そのままいくらかでも土庄の財政が食い込むわけです。そういう意味で申し上げておるわけですから、何を責めるためじゃないんです。何とか土庄町良くしていきたい。これは一致してると思います。時間来ました。以上で終わります。

○議長（濱野良一君）

3番 宮原隆昌君。

○3番（宮原隆昌君）

3番、宮原です。6月、9月に続きまして、3回目の戸形小学校跡地についての質問でございます。

先日、戸形小学校グラウンドに訪問させていただきました。たいへん寒い日の午前中でしたが、駐車場が満車で、その日は前島地区の老人会が使用されており、15名ほどの老人会員がグランドゴルフを楽しんでおられました。皆さん、たいへんお元気で、中には役場のOBの大先輩もおられ、「宮原、一緒にやるか」と声をかけていただきました。そして、午後からは小瀬地区の老人会が利用するとのことでした。改めて利用度の高い場所であることが分かりました。それでは、質問です。

11月29日に戸形地区3自治会の合同説明会が開かれ、3自治会約30人の参加の中、山本副町長よりサウンディング調査の結果と、戸形地区の避難所の問題について説明がされました。説明の中で、戸形小学校跡地での公民館の建て替えや予算の投入はしないと断言され、別の場所での公民館の建設やグラウンドの整備を考えており、旧戸形小学校跡地にはホテル等の誘致を考えているように私は感じましたが、そのことについて質問いたします。

まず、戸形小学校跡地での公民館の建て替えや改修を認めないのはなぜでしょうか。

2番目に、町執行部が考えている公民館とグラウンドの候補地はあるのでしょうか。

3番目に、住民からの意見で、「跡地利用の協議会の設置が先である」との意見が説明会の席上ありましたが、町執行部はどう考えておりますか。

以上3点、よろしく願いいたします。

○議長（濱野良一君）

山本副町長。

○副町長（山本浩司君）

宮原議員のご質問にお答えいたします。

まず、戸形小学校跡地での建て替えや改修ではなく、別の場所だと考える理由は、1つには、土砂災害警戒区域という土地利用上の規制があり、避難所等の公共施設用地として支障があるということ。それから、旧校舎等の既存施設を解体撤去、あるいは大規模改修する財政的余裕がないこと。以上の大きく2点によるものでございます。

既存施設、既存建物が建っていない部分に建設すればよいとのご意見もあろうかと存じますが、その場合、既存施設の解体や撤去をする財政的余裕がないことから、校舎やプールなどが手の施しようもなく廃墟となって残ってしまう恐れがございます。

また、戸形小学校跡地の大きな魅力は、あの場所でまとまった一団の土地が形成されていることにありますので、現状よりも狭い残地だけとなった場合、将来の利活用に著しい制約を受ける可能性がございます。

以上のことから、地区住民の皆さまには代替地での建設検討にご理解を賜りたく、ご説明を申し上げたところでございます。

2点目の候補地につきましては、具体的にどこに建設するかといった協議にまだ至っておりませんので、現時点では白紙の状態でございます。

3点目のご質問につきましては、担当課長からお答え申し上げます。

○議長（濱野良一君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

宮原議員の3点目のご質問にお答えいたします。

3点目の住民説明会で、ご意見があった協議会につきましては、町といたしましても地域の方々が自ら協議をする場として、適当かつ有効であると考えますので、今後、地域の皆さまのご意見を伺いながら設置について検討してまいりたいと考えております。

なお、住民説明会の後、再度、地区役員の方々にお集まりいただき、ご意見を伺ったところ、説明会に出席する人が固定化するなど、町の取り組みや考え方がまだ十分に戸形地区の住民全体に伝わっていないとのご意見をいただきました。さらには、住民説明会に参加できなかった方々にもこれまでの経緯や現状、町の考え方を周知したうえで、意見を聴取するためのアンケートを実施してはどうかとのご提案をいただきましたので、まずはアンケート調査等に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

宮原隆昌君。

○3番（宮原隆昌君）

まず、戸形地区の避難所の件につきまして、たいへん心配していただきまし

てありがとうございます。しかしながら、副町長の答弁では、戸形小学校跡地が大変危険であるとのことですが、確かに土庄町津波土砂災害ハザードマップの戸形地区を見ますと、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域が現在の戸形公民館と体育館の西側の一部にかかっています。しかしながら、グラウンド、プール、校舎のほとんどは土砂災害警戒区域から外れており、極めて安全な場所だと言えます。ここがあたかも危険な場所であるかのような印象を与えるのは、行政としてはいかなものかと思います。ぜひ、正確な情報の発信をお願いいたします。

さらに付け加えますと、南海トラフ大地震による津波が心配されていますが、例えばこの役場、新庁舎は安全を確保するために地盤高を 3.0m にしたと思います。しかしながら、想定通りの津波が来ますと、役場は助かりますけども、役場の周辺はもとより、本町、湊崎の大部分は浸水いたします。

それでは、戸形小学校跡地はどうでしょうか。海が近く、県道から見下ろすために低く感じている方もいるかもしれませんが、実は 4.2m の高さがございます。現状でも役場より 1.2m も高いわけです。というわけで、極めて安全な場所だと言えます。安全性と 3 地区の位置的条件を考えますと、この場所が避難所の設置に最適であることは間違いありません。町執行部は、これ以上の場所を考えているのであれば、早めに町民、議会にお知らせください。アンケートを取る前に提案いただければ、よりわかりやすいかと思います。

それから、協議会設置につきましては、設置までは行政指導をお願いいたします。

アンケートにつきましても、そもそも小豆島の宝である戸形小学校跡地を西浦 3 地区だけの意見で決められるものか疑問に思っております。最低でも現在、グラウンドや体育館、公民館の文化教室で利用しております町民の方へのアンケートは取っていただきたいと思います。また、アンケートの様式につきましては、議会の方にも周知していただきたいと思います。総務課長、どうでしょうか。

○議長（濱野良一君）

笹山課長。

○総務課長（笹山恵子君）

アンケートの様式等につきましては、今後考えてまいるものでございますので、また議会の方にもこんなかたちでのアンケートをさせていただくということで、機会を見てご説明申し上げたいと思います。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

宮原隆昌君。

○3 番（宮原隆昌君）

どうもありがとうございます。たいへん住民が心配しております。もし何かありましたら、町長、何か一言ありましたら。なければ、もう終わります。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

宮原議員のご質問にお答えさせていただきます。

私といたしまして、戸形のみならずですね、各、町が保有している施設の今後につきまして、先日のですね、新聞でも、土庄町の30年後には人口が48%減少するというような状況でございます。そのような中で、今この時点で何かを考えていかないと、今から人口が半分になった時点で、財政状況いいわけがありません。それとですね、中期財政計画もこのあいだ議会の方へ説明させていただきました。宮原議員も職員を長い間されておりましたので、土庄町が今現在、どれだけ厳しいかということは分かっておられると思っております。そのようなところで、公共施設をですね、このまま残したまま、そういうような町にしているのかどうかというところを、そこから議員の皆さまとお話をさせていただきですね、今後の活用方法について考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

宮原隆昌君。

○3番（宮原隆昌君）

はい、私も財政状況は分かっております。まだ、四海、湊崎と残っておりますし、他の公共施設もありますので、よろしくお願ひします。以上で質問を終わります。

休憩

○議長（濱野良一君）

暫時休憩いたします。再開は10時55分を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

休 憩 午前10時45分

再 開 午前10時55分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開いたします。一般質問を続けます。

○議長（濱野良一君）

5番 小川務君。

○5番（小川務君）

議長の許可をいただきまして、12月定例会の一般質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

今回は、小・中学校における不登校につきまして、土庄町での現状、子どもたちへのケア、今後の方針などについてお聞きしたいと思います。

令和5年10月22日付、四国新聞によりますと、2022年度に小・中学校を30日以上欠席した県内の児童・生徒の数は1841人と、過去最多を記録したとのことでした。小学生は8年連続、中学生は3年連続の増加でした。このうち、90日以上の欠席は1066人で、全体の6割近くを占めるなど、不登校期間の長期化も懸念されているところです。

不登校の理由としては、「本人の無気力」「不安」が最も多かったとのこと。「どうして学校に行きたくないのか、自分でも分からない」、「心の整理がつかない」という子どもの苦悩が浮き彫りとなっているように感じます。

また、この記事では、香川県教育委員会のコメントが載っており、不登校が過去最多を更新した理由として、「必ずしも学校に行く必要はない」という認識が広がったことなどが増加の要因としています。

一方、東京のNPO法人が発行しております、不登校に関する専門誌「不登校新聞」では、増加の背景として、コロナ禍の影響と生きづらさの低年齢化を挙げています。コロナ禍の我慢で無理をし続けたことがここに来て顕在化し、人間関係や同調圧力でストレスを感じている子どもが増えていると指摘していま

す。どちらの理由も正しいと思いますが、いずれにしても、不登校で悩んでいる子どもたちに寄り添い、心のケアを行う必要があるのは言うまでもありません。登校に向けたサポート、多様な学びの提供など多岐にわたる対策が求められています。

そこで質問いたします。

土庄町内での不登校の児童生徒数はどれくらいでしょうか。

また、ここ数年の傾向、増加しているのか、横ばいなのかについて併せてお答えください。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 堀康晴君。

○教育総務課長（堀康晴君）

小川議員のご質問にお答えいたします。

不登校児童・生徒につきまして、文部科学省では、「長期欠席者、年間 30 日以上の欠席者のうち、何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因背景により登校しない、あるいは、したくてもできない状況にあるもの。ただし、病気や経済的な理由によるものを除いたもの」と、定義をしております。

令和 5 年 10 月に、香川県教育委員会が、令和 4 年度 生徒指導上の諸課題の状況についての資料を公表しておりまして、令和 3 年度から増加傾向となっております。

土庄町でも同様でございまして、令和 2 年度に 12 名、3 年度に 18 名、4 年度に 18 名でございまして、本年度は 25 名が不登校という状況でございまして。以上でございまして。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○5 番（小川務君）

ありがとうございます。それではこれらの現状を踏まえて、より具体的な支援策について質問させていただきます。

まず、町内小学校の学校現場においての不登校対策とサポート体制についてです。かねてより教育現場の教職員が仕事に追われていることが指摘されています。町内の先生方におかれましても、毎日の授業はもちろん、部活動の指導、児童生徒の生活指導、さらには、保護者対応などに忙しく取り組まれていることと思います。本当に頭が下がる思いで、この場をお借りして心から敬意を表したいと思います。

このような多忙の中で、不登校の対応を行うのは、先生方にとっても大変なご負担と推察いたします。いくら尊い仕事だといっても、先生もスーパーマンではありませんので、何らかのバックアップが必要かと存じます。

そこで、お伺いたします。現場の先生方の不登校対応に対し、町教育委員会としてどのような支援をしているか説明ください。また、今後何かしらの新たな支援システムを導入するお考えはありますでしょうか。ご所見をお聞かせください。

○議長（濱野良一君）

堀課長。

○教育総務課長（堀康晴君）

小川議員のご質問にお答えいたします。

不登校対応の最終目標は、長期的な視野に立って、社会的自立を目指すところにあります。これは全ての子どもを対象とするものであり、まずは、誰もが行きたくなる学校や学級づくりを進めることが重要です。その際、子ども一人一人の内面にも目を向けながら学校組織として、子どもの状況に応じた適切な支援を進めることが必要となります。

現在、学校の先生方が実際に不登校児童生徒と向き合いながら対応を行っているところでございます。概ね3日間、病気等以外の理由で学校を休みますと家庭訪問を行い、さらに、子どもに応じて、定期的な家庭訪問。また、登校できるようになれば、状況によって別室対応や保護者同伴も容認をしております。

教育委員会といたしましては、スクールカウンセラーの派遣、教育支援センター若竹教室などによる支援を通じて学校との情報共有、相談に応じているところでございます。

また、家庭において、保護者の協力が得にくい不登校児童生徒については、ケース会議を開催し、学校、児童相談所、健康福祉課、教育委員会、その他関係課の担当が集まり、協議、対策を取っております。

さらに、GIGAスクール構想による1人1台のタブレット端末を活用した、今後の不登校支援について検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○5番（小川務君）

先生たちの多忙さを解消し、児童生徒にしっかり向き合う時間を作り出すことは新たな不登校の児童・生徒をつくらないという点でも大きな意義があると思います。先生方の負担軽減ならびにバックアップ体制の強化をお願いいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

今月の広報とのしょうにも掲載されていますが、町内には不登校の子どもたちに対して学校復帰を支援したり、居場所づくりをしたりしている小豆地区教育支援センター若竹教室があります。これは小豆二町が設置、運営している機

関であり、開設 30 年になります。

町教委におかれましては、具体的にどのような連携を行っていますでしょうか。

○議長（濱野良一君）

堀課長。

○教育総務課長（堀康晴君）

ご質問にお答えいたします。

小豆地区教育支援センター若竹教室につきましては、平成 4 年に小豆地区広域行政事務組合教育委員会が適応指導教室として、小豆地区広域行政事務組合内に開設したものであり、平成 18 年から小豆地区教育支援センターに名称の変更をいたしました。

支援センターでは、不登校児童生徒への相談、指導、支援を行い、学校及び家庭と協力しながら、訪問相談、助言を行っております。

また、教科の学習を援助し、学校復帰の手助けをしているところでございます。

教育委員会といたしましては、年 4 回開催の若竹教室推進委員会に、教育長と主任指導主事が参加し、小豆地区広域行政事務組合教育委員会には教育長が出席をしております。

その際には、支援センターに通う児童・生徒の状況や、不登校対応についてのグループ協議などを行い、情報交換や支援につながるアドバイスなど、連携を深めているところでございます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○5 番（小川務君）

現場の先生と同様、教育支援センターにおきましても、相談員の方が適応指導等で日々尽力されているかと思えます。広域行政の所管なので、という縦割りをかざすのではなく、地域の子どもたちは地域で見守っていくという視点で連携支援をよろしく願います。

また、執行部の皆さんは若竹教室がある施設、土庄中学校の隣にあるんですが、足を運んだことはあると思いますが、建物の中にフィルムが置かれてる部屋をご存じでしょうか、皆さま。そこを先日行ってきたんですけども、酸化した酸っぱい臭いがして 1 分も持たずに退出しました。日によっては、施設内の中まで臭いが漏れるそうなので、臭いに敏感な児童もいますので、何か対策を取っていただければなと思えます。

それでは、次の質問にいきたいと思えます。

香川県教育委員会は、不登校児童生徒の個々の状況に応じたきめ細やかな支

援を行うため、不登校児童生徒支援協議会を発足させております。

学校関係者、保護者、学識経験者、フリースクールの関係者らで構成し、去る11月20日に第2回会議が行われたと聞いておりますが、協議会の具体的取り組み、また、町教育委員会として連携していることがありましたら、ご説明ください。

○議長（濱野良一君）

堀課長。

○教育総務課長（堀康晴君）

ご質問にお答えいたします。

香川県不登校児童生徒支援協議会につきましては、本年9月20日と11月20日に2回開催をしております。

本会議の目的は、県内の不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援の充実に向けた取り組みなどについての検討でございます。協議事項は、不登校の未然防止、不登校児童生徒の支援、支援に関わる民間支援団体等と学校や関係機関、教育、福祉行政との連携、不登校施策等と伺っております。

現在のところ、本町の教育委員会には会議についての詳細は通知をされてはおりませんが、今後、情報提供があれば連携等について検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○5番（小川務君）

まだあれですね、詳細は通知されていないということなんで、今後とも情報収集のほどよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、不登校対策における地域連携についてお伺ひいたします。

教育全般において、地域連携が重要なのは言うまでもありません。不登校対策においても、地域のパワーを活用し、官民一体となった取り組みが必要な一方で、児童・生徒の心に寄り添った対応も必要かと思ひます。

行政と地域が一丸となった不登校対策につきまして、現状で取り組んでいること、また、今後取り組もうと検討していることがありましたら教えてください。

また、教職員OB、警察OBなどノウハウを持った地域人材による不登校対応の事例がございましたら、併せてご紹介ください。

○議長（濱野良一君）

堀課長。

○教育総務課長（堀康晴君）

ご質問にお答えいたします。

不登校対策についての行政と地域の連携につきましては、個人情報に関わることでございますので、慎重な対応が必要ではないかと考えております。しかしながら、支援センターでの体験活動、野菜の栽培活動等には地域にご協力をいただいております。

また、不登校となる前兆では、1人であることが多くなる、元気がなくなるなどの変化が見受けられます。そのときに、地域の方の声かけや話し相手をしていただくことにより、未然に防ぐことができることも考えられます。

画一的な対応は困難ではございますが、地域や学校支援ボランティアの皆さんと何が効果的か模索していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○5番（小川務君）

地域や学生支援ボランティアの皆さんの協力も必要であると考えますが、より連携を強化するために、スクールソーシャルワーカーが大切なのではないのでしょうか。

現在、土庄町にはスクールソーシャルワーカーが0名です。小豆島町には2名の方が在籍されているとお聞きしました。今後、関係機関と児童・生徒の関係をつなぐ支援、学校内におけるチーム体制の構築支援をするために、スクールソーシャルワーカーを配置する考えはありますか。

○議長（濱野良一君）

堀課長。

○教育総務課長（堀康晴君）

再質問にお答えいたします。

スクールソーシャルワーカーの必要性は感じております。そのことは重々、われわれも承知しておりまして、現在、健康福祉課の方で社会福祉士の資格を持った職員の募集をしております。そちらの方が、いわば、健康福祉課さんの方で、今現在、ケース会議等をわれわれが支援している子どもたちのケース会議等を開催していただいております。その関係もございまして、そちらの人材が充実してまいりましたら、学校現場の方の支援をしていただきたいと、そのように考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○5番（小川務君）

募集しているということなんですけども、いつ来るか分かんないってこともありますよね。なので、もし小豆島町さんとかだったら高松とかからも来てるとおっしゃってたんで、そういうことも1つの手かなと思いますので、待つて

で駄目だったらね、いつまでたってもスクールソーシャルワーカーを配置できないのもちょっと駄目かなと思いますので、そういうことも考えていただければなと思いますのでよろしくお願いします。

次に、不登校対策について縷々お伺いしてきましたが、実際に嫌がっている子どもたちを学校に向かわせることは簡単なことではありません。また、無理に自宅から引きずり出すことも望ましいことではありません。そこで重要となるのが、学びの多様性です。

具体的なオンライン会議システムなどの IoT を使って、自宅などにいながら公教育を受けさせることなどが挙げられます。皆さまもご記憶に新しいことだと思いますが、コロナ禍で緊急事態宣言が発出した際、多くの学校でオンラインによる授業が行われました。熊本県のある学校では、オンライン授業を行うことで、不登校の子どもたちが授業に参加できるようになったことから、アフターコロナにおいても、オンライン授業を続けているとのこと。そこで伺いたします。

土庄町では、校内でのオンライン授業を実施していると確認しましたが、Zoom などのオンライン会議システムなどを活用し、自宅にいる子どもたちに学校の授業を受けてもらう考えはありますでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（濱野良一君）

堀課長。

○教育総務課長（堀康晴君）

ご質問にお答えいたします。

Zoom などのオンライン会議システムの活用につきましては、令和 5 年 3 月 31 日付、文部科学省初等中等教育局長から誰 1 人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策についての通知がございました。その中で、教室以外の学習等の成果の適切な評価の実施ということで、不登校により、自分の教室で授業を受けられない場合であっても、自宅等で 1 人 1 台端末を用いて配信された教室の授業を受講する等の支援により学習の遅れを取り戻すことへの期待について記載をされております。

なお、同様に取りまとめられました COCORO プランには、1 人 1 台端末を活用した、心や体調の変化の早期発見の推進について、子どもたちの心身の状態の変化への気づきや相談支援のきっかけづくりを増やすため、毎日の健康観察に ICT を活用し、不登校の未然防止につなげていくとのことでございます。

本町におきましても、タブレット端末を活用したオンライン授業など、さまざまな支援の方法を検討していきたいと考えております。ただし、不登校児童生徒への支援は、学校へ復帰することを促すという目的がございます。もちろ

ん、学校に登校することだけを捉えるのではなく、児童生徒が社会生活を円滑に送っていきけるよう人間形成をしていくことが重要であります。

オンライン授業の実施は、あくまでも学習の補完方法として捉え、学校から遠ざけることにならないように留意していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○5番（小川務君）

確かに人間形成、大切なもので、学校から遠ざけてしまっただけでは意味がないということも、そういうデメリットもあるのかなと思います。

フェイス・トゥ・フェイスの授業で学ぶことこそが本当の学びと考えていますが、他方で同一性の高い学校での学習を窮屈だと感じる子どもがいるのも事実です。多様な学びの提供に向けて、是非とも前向きにご検討いただければとも思います。

また、IoTを学びの場で提供だけでなく、居場所づくりにも活用されています。

大阪府八尾市では、オンライン上の仮想空間、メタバースに子どもたちの新たな居場所を作っています。子どもたちが動物のアバターとなって参加し、漢字や計算のクイズに取り組んだり、一緒に動画を見て過ごしたりしており、Zoomなどと比べて、双方間のコミュニケーションが取りやすいそうです。

メタバースにつきましては、今回質問せずに紹介にとどめておきますが、このようなIoTを活用した新しい支援策につきましても、研究のほどよろしく願いいたします。

先ほど、「タブレット端末を活用したオンライン授業など、さまざまな支援を検討していきたい」と、言われたと思いますが、坂出市には校内教育支援センターが市内に3中学校に開設されております。これは学校に行けるけど、自分のクラスには入れないときや、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたいときに、学校内の空き教室を活用した居場所のことです。

このような今後、校内教育支援センターと同様な居場所を作ることを考えているでしょうか。

○議長（濱野良一君）

堀課長。

○教育総務課長（堀康晴君）

再質問にお答えいたします。

先ほども申し上げました、誰1人取り残されない、学びの保障に向けた不登校対策について、こちら文科省から通知の文書ですが、その中でも教育支援センターの支援機能等の強化ということで通知がございました。教育支援センタ

一、先ほど議員おっしゃるとおり、さまざまな問題を抱えた子どもたち、生徒たちが通学してきたときに相談に乗って、また、別室での学習等を支援する場でございます。来月の22日に、山田中学校の方にその施設を教育委員会として見学にまいることになっております。

現在、わが町としましてどのようなことをしておるかというところでございますが、すでに、そういった行為を行っております、空き教室、相談室であるとか、あるいは保健室、そういうところで、教室に入れない児童生徒、あるいは1人ではなく2人までなら一緒にいられるとか、そういったさまざまな児童生徒を、そういうところで教育指導を行ったり、相談等をもうすでに受けておる状態でございます、こちらにあるような教育支援センターというものは、サポートルーム、特別な部屋は設けておりませんが実質行っておる状況でございます。これは、小学校だけではなく中学校もすでに行っております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○5番（小川務君）

実質行ってることなんですけども、また、山田中学校ですかね、またそちらでもいい情報がありましたら、土庄町の子どもたちのために、よろしく願いしたいと思います。

これまで、さまざまな角度から不登校対策について尋ねてまいりましたが、公教育による学びを提供する行政、さまざまな学びを抱え不登校という選択をする子どもたち、その子どもたちを学校に行かせたいという願う保護者の方々、それぞれが強い思いを持っており、一筋縄ではいかない問題だけに、行政トップの手腕の見せどころであると考えます。

最後に町長に対し、不登校対策への意気込みを改めてお伺いいたしまして、質問を終えたいと思います。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

小川議員のご質問にお答えさせていただきます。

不登校児童生徒の対策につきましては、それぞれの子どもに応じたきめ細やかな対応が必要となります。そのためには、今後さらに、学級担任と本人、保護者の信頼関係づくりに努めてもらいたいと思います。また、担任だけではなく、学校全体で取り組む体制づくり、そして行政分野では、福祉関係や教育委員会と一緒に取り組んでいける体制をさらに進めていきたいと思います。

私といたしましては、現場の声をしっかりと聞き、町としてできることを支

援し、関係者が一丸となって、誰もが楽しく登校できる学校になるよう進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○5番（小川務君）

現場の声をしっかり聞いていただいて、また繊細な児童や生徒もいますので、ぜひ一丸となって取り組んでいただきたいと思います。

不登校からひきこもり、そして、8050問題、80歳の親が50歳の息子を見るといったそういった問題に続く可能性がありますので、積極的な行動をよろしくお願いいたします。

これで、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（濱野良一君）

8番 鈴木美香君。

○8番（鈴木美香君）

おはようございます。8番、立憲民主党 鈴木美香です。

今日は3つ質問します。では早速、まず1つ目、女性支援法へ向けての方策は。

来年4月「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されます。女性の人権保障と男女平等社会の形成への寄与を目指します。困難な問題に直面し、支援が必要なのに支援を求めることが難しい女性に、地域のさまざまな機関や民間団体が力を合わせ最適な支援を届けることを目的とします。この女性支援法の新しさのひとつとして、国および地方公共団体の女性支援の責務、中でも市町村の責務の明記が挙げられます。

1つ目、女性の困難な問題とは何を想定されますでしょうか。

○議長（濱野良一君）

健康福祉課長 石床勝則君。

○健康福祉課長（石床勝則君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

女性が抱える問題は多様化、複合化、複雑化しており、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他のさまざまな事情により、女性が日常生活や社会生活を円滑に営む上で抱える困難な問題全般であると承知しております。

主なものとして、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻、コロナ禍で浮き彫りになった孤独・社会的孤立等があげられます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○8 番（鈴木美香君）

女性の問題というのは、かなり先ほどもおっしゃってましたけども、すごく問題が多岐にわたっております。先ほどの子どもの問題を聞いてても胸がつぶれたんですけども、やはり賃金の格差、生活困難というのが最大の課題ではないかと思えます。そして、性暴力ですね。これは、もうなかなか表に挙がらないし、こういう小さなコミュニティーでは、挙がるとその後の生活にたいへん支障が起こす。そういう問題は、もう喫緊の課題だと思います。そして、私は、やはり相談員の設置、。それも、会計年度任用のような短期ではなく、専門的な相談員がまず大事ではないかと思えます。

あと、家賃ですとか、住宅の支援とかも必要なのではないかと私個人は考えております。

では、2つ目。女性支援法について、4月施行に向けて町ではどの程度準備が進んでいますか。

○議長（濱野良一君）

石床課長。

○健康福祉課長（石床勝則君）

女性支援法に基づき、国は、困難な問題を抱える女性支援のための施策に関する基本方針を令和5年3月29日に定めております。国の基本方針に即して、県は、基本計画を今年度中に作成する予定となっております。町といたしましては、県の基本計画に沿って県と連携して、具体的な取り組みを進めていくことになると考えております。

この支援法での町としての役割は、関係機関との緊密な連携や民間団体との協働による支援などが期待されているところですので、困難な問題を抱える女性への支援窓口の周知等に努めるほか、支援活動を行う民間団体や民生・児童委員との協力を持つなど、関係各機関による女性への支援が地域の中で有効に機能し、充実していくよう図ってまいります。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○8 番（鈴木美香君）

県がまだ基本ができてないということですので、もちろんそれに伴って進めていってほしいと思います。行政内部の女性支援に関する理解を深め、女性支援や相談に対する認識を変える必要があります。とくに、首長や管理職の本気度が問われる施策だと思います。ぜひ、前向きに女性・男性というジェンダーの問題ではなく、女性が活躍し、女性が安定すると世の中は明るくなって風通しが良くなって活性化すると思います。ぜひ、よろしくお願いします。

では、2つ目。介護職の待遇改善についてお伺いします。

制度が始まり、22年を経た介護制度、介護保険などはどんどん複雑になってしまい、その中で分かりづらくなっていると専門家は訴えています。小豆島のみならず、日本中で介護職の人材不足が深刻になっています。国は、外国人を期待しているように見えますが、人材確保の面でも世界の賃金競争に負け、日本に入って来る可能性はかなり低くなっています。

まず、町の訪問介護の登録ヘルパーの賃金についてお伺いします。

1つ目、ここ10年の賃金はどうなっていますか。

○議長（濱野良一君）

石床課長。

○健康福祉課長（石床勝則君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

登録ヘルパーの方につきましては、常日頃から訪問介護職員の手助けをしていただき、たいへんありがたく思っております。ここ10年の登録ヘルパーの賃金につきましては、平成29年に訪問入浴サービスに係る単価を増額しております。また、本年10月には、新人の同行訪問、移動、待機時間に係る単価を増額しております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○8番（鈴木美香君）

2回ほど上げてるとおっしゃるんですが、やはりかなり低く、平均でもだいたい4万から6万円通常の職業よりも低いといわれています。そして、とくにここ現在、物価が高騰して生活を直撃しているといわれています。町独自で介護職の賃金を上げてほしいと考えていますが、それはできないのでしょうか。

○議長（濱野良一君）

石床課長。

○健康福祉課長（石床勝則君）

登録ヘルパーの賃金につきましては、介護報酬や会計年度職員のホームヘルパー給与の状況を参考に定めており、現在のところ賃上げは予定しておりませんが、引き続き、町内介護事業所の動向を注視するなどしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○8番（鈴木美香君）

専門家は、介護保険はずっと黒字で2022年度は3000億の黒字までなっているということです。毎年、市町村に介護給付費準備基金として保存されて、総額今までに9000億以上貯まっているといわれています。財源は、あるはずなん

ですが、どうして、それで賃金アップできないんですか。

○議長（濱野良一君）

石床課長。

○健康福祉課長（石床勝則君）

再質問にお答えいたします。

先ほども申しあげましたように、この事業につきましては、介護報酬を基準に運営しております。その中で、介護報酬につきましては、ここ数年ほとんど上がってないという状況でございますので、そこにつきまして、先ほど言いましたように、他のですね、町内介護事業所の関係もありますので、その辺を見ながら検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○8番（鈴木美香君）

他市町の一般質問でもよくこの問題は取り上げられています。で、まあ同じような執行部のご返答なんですけど、とすると、介護人材はもう来なくなるんですね。で、私たち、もう10年後になるかどうか、介護人材がいなくなると介護難民が発生するのはもうすでにあるんです。そのあたりは、どうお考えでしょうか。いなくなるのは目前という、まず賃金、そして待遇、そのあたりはどうお考えでしょうか。

○議長（濱野良一君）

石床課長。

○健康福祉課長（石床勝則君）

介護職員につきましては、先ほど言われてますように医療難民というかたちで、かなり人材は少ない状況でございます。ただ、私どもの介護ヘルパーの関係につきましては、当初は、町の中で実施しておりましたが、今現在は民間のほうで実施していただきよるところがあります。その関係がありまして、私どもが基本的に今する事業ではないと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○8番（鈴木美香君）

介護は、先ほども申しあげました専門家が訴えている、どんどん複雑になって、ちょっと私などが理解の範囲に及べないんですが、国は、施設から在宅に、病院から在宅にと舵を切っているんですね。とすると、ホームヘルパーの存在価値がすごく重要になってくるんですけど、もうすでに、そのホームヘルパーが全然足りなくなってるということなんですね。なので、そういう当たり前の

ことをおっしゃるのではなくて、3つ目の質問ですが、例えば移動時間を出されてるとおっしゃってるんですが、現行では、現場のヘルパーさんが言うには、移動時間の賃金手当てはオンされていないと。例えば、せめて、まずここから15分刻み、10分刻みの30分ぐらい、自宅から行くのであれば、その30分ぶんの労働賃金というか、移動も労働と考えて支給はできないんでしょうか。

○議長（濱野良一君）

石床課長。

○健康福祉課長（石床勝則君）

職員の移動時間の算定につきましては、現在すでに事務所から利用者宅までの移動時間を賃金に算定し、支給しております。先ほど、議員さんが言われていたのは、たぶん直接家から利用者宅まで行かれるという件だと思うんですが、そちらにつきましては、通常、まず事務所に来ていただいて、その間の自宅から事務所までは通勤という扱いになっておると思います。通勤手当は出てますが、賃金に対しては出ておりません。その考え方で、直接利用者宅へ行く場合は、通勤というかたちで考えておりますので、賃金は発生していないという状況になっております。

時間設定の考え方につきましては、ご質問の趣旨や諸事情を踏まえまして、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○8番（鈴木美香君）

そうおっしゃってるんですけど、もうちょっと利便性をよく、そのあたりの確認を、使い勝手がいいように、その介護ヘルパーさんが良いように改変していったほしいんです。決まりはもちろんあるんでしょうけど、すごくストレスが多くて大変なことも多いヘルパーさんに、もうちょっと寄り添った事業なり、展開をしてほしいなと思います。ぜひ、そのあたりの柔軟性を持ってほしいなと思います。

では4つ目、今ではほとんどの人がいつかは自らがお世話になる介護や施設、そうなる前に、自分の目でどういったところか、どんなことをしているか、雰囲気などを体験するのもいいのではないかと思います。例えば、65歳を過ぎると、1度は施設にボランティアに行ってみるといった仕組みづくりを提案したいんですが、どうお考えでしょうか。

○議長（濱野良一君）

石床課長。

○健康福祉課長（石床勝則君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、介護施設がどんなところなのか理解している方は、関係者以外では少ないと思っております。介護施設への見学につきましては、現在でも各施設に連絡していただければ対応できるということでございました。

また、施設の催し事にボランティアとして参加している方は大勢おられるそうです。ボランティア活動につきましては、強制することは難しいと思いますので、興味のある方につきましては、施設見学からしていただきたいと思っております。

また、施設からボランティア等の依頼がございましたら、町の広報等でですね、周知していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○8番（鈴木美香君）

たいへん前向きなご答弁だと思いますが、ぜひ、皆さん現場を知らないの、自分は必ずお世話になります。関係ないってことは絶対ないので、そのあたりはシステマ的にはしていただきたいかなと思います。何度も申し上げますけど、介護の人たちがいなくなるからではなくて、自分たちのこととして、そしてすごくありがたい一定数の方おられます。そうはいつでも、介護のヘルパーに来てくれる人おられますので、ぜひ寄り添った待遇改善をお願いしたいと思っております。

では、3つ目の質問に移ります。

小豆島まつりについて、1つ目、小豆島まつりが「からかい上手の高木さん」人気もあり、活気づいており、とても嬉しい喜ばしいことと思います。一方で、町民自らが出演を希望してもあまり良い返事がもらえないといったようなことを聞きました。町民参加のお祭りだと思うのですが、もっと町民が参加できるようにはできないのでしょうか。お伺いします。

○議長（濱野良一君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

小豆島まつりにつきましては、コロナ禍により2年間の中断を余儀なくされ、昨年再開を果たしたところであります。ご承知のように、小豆島まつりの企画内容につきましては、小豆島まつり振興会への関係各位の協議を経て決定されます。昨年の再開に際しては、全国的人気を博しているアニメからかい上手の高木さんとのコラボイベントを取り入れることにより、町民をはじめ、島外からの多くの方々にも楽しんでもらえるような実施内容にしようと振興会の中で

話し合われ、多くの関係者の協力があり、成功を収めることができたものと認識しております。

小豆島まつりは、町をあげてのエンターテイメントの場であり、趣向を凝らした内容で祭りそのものや、雰囲気を見たり体感することにより、お越しいただいた皆さまに満足してもらえるよう企画していく必要があります。そうした意味では、芸能や音楽の発表会の場とは異なっております。こうしたことから、小豆島まつりの場においては、必ずしも、一個人や一団体のご希望通りにならないこともあるかと存じますが、まつり全体が多くの地域の方々のご支援やご協力により成り立っておりますので、今後とも小豆島まつり振興会でのご意見や協議をいただきながら、企画、運営してまいりたいと存じます。どうぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○8番（鈴木美香君）

もちろん四海の太鼓まつりとか、富丘通りの太鼓まつりとか、あと土着の祭りでは違うと思いますが、そもそも「まつり」の認識が全然違うなど、今お伺いして思っていました。エンターテイメントというよりも、やはり私は、住民が参加するのが祭りじゃないかと思えます。エンターテイメントはまた別の括りではないかと思ってるんですけど。先ほどのご答弁ですと、そうしますと、歴史がある、ないにかかわらず出たいとか、せっかくステージがありますので、出る素地は全然あると思うんですね。出たいと言っても、出れないということなんでしょうか。

○議長（濱野良一君）

蓮池課長。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

鈴木議員の再質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、小豆島まつりは主催者である小豆島まつり振興会によって実施内容が協議され、決定されております。ですので、個人個人の意見がすべて通るというわけではなくてですね、このステージ時間も本当に短くて、限られた時間のステージ時間の中で、小豆島まつりにふさわしいものかを判断しながら、振興会のもとで決定がなされていきます。そして、次、今おっしゃいましたけれども、この小豆島まつりはですね、多くの住民に支えられて、また多くの住民も参加しております。これまさに住民参加型イベントの典型だと思っております。なかなか一人一人のご意見はあるかとは思いますが、小豆島まつりは、もう、あくまで個々の団体の発表の場といった意味合いではなくてですね、小豆島まつりの出し物としてやっぱりふさわしく、そ

して多くの皆さまに楽しんでもらえるような、そういった趣向を凝らしたステージを作ってきた。そのおかげもあって、これまで町民はじめ、多くの皆さまに楽しまれてきたものだとは認識しております。以上です。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○8番（鈴木美香君）

言葉間違ってるのかもわかりませんが、だいぶ冷たいなと私は印象受けました。そもそも、時間が短いというのはどういう観点からでしょうか。5時ぐらいからやられ、4時半かな、からやってはるんで、しかもステージがある。個人の訴えというよりも、町の人1人でもいいんじゃないですか、それは。それで振興会の意見がすごくあるように、私それ聞いたんですけど、主人公は町の人じゃないですか。振興会じゃないですよ。そのあたりの見解をお伺いしたいです。

○議長（濱野良一君）

蓮池課長。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

鈴木議員のご質問にお答えします。

いろいろな町にもイベントがありますけれども、例えば、タートルマラソンにしても、その実行委員会なり、振興会なりをつくっていくわけですよ。その中で、やはり揉んでいかなければ、なかなか、それぞれ個人個人、1つ1つの意見をみるわけにはいかないと思っています。先ほどの時間なんですけれども、実は、小豆島まつりでも時間はものすごく短くてですね、もともと。で、夜もありますから、いう中で、例えば、今年度ですね、このステージイベントというのは45分間しかないわけですよ。そのあとに、アニメとのコラボがありますので、そういった45分間の短い時間の中で、これまでずっとですね、例えば3世代の皆さんが楽しめるような中学生のブラスバンドであったり、あるいは、高校生の樽太鼓ですね、そういったものがあり、あるいは、もう1人のふるさと応援大使の勝詩さんのコンサートであったり、そういったものをしてしまうんですね、もうすでに時間がもういっぱいってこともありますので、そういった中で、なかなかですね、皆さんが出てきてほしいんですけど、なかなか出れないという事情もありますので、もし、ちょっとどの団体か分からないんですけども、芸能まつりであったり、文化展、ちょっと分かりませんが、そういった他の出せるところもあると思いますので、そういったところも含めてですね、ぜひご検討いただければと思っています。

もう一度繰り返しますけれども、本当に限られた短い時間のステージとなりますので、そのあたりをちょっとご理解いただきたいと思っています。よ

ろしくお願いします。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○8番（鈴木美香君）

やっぱり、なんか、すごく冷たいというか、祭りってそんなもんじゃないでしょうっていう気がしますよね。みんなが集まって、みんなで楽しむ。出たい人は出たらいい。で、時間が少ない。ごめんなさい。高木さんよりも町民重視だと私は思います。だから、やっぱりそういうところが、エンターテイメントというと、私の祭りの概念に、ちょっと差があるんだなっていうのが感じました。町は、町民が主人公です。今、おっしゃいましたけれども、その時間がないのであれば、例えば、何日まで募集をかけて、もう「出たい人」って言って、「はい」って登録して、もう、くじなりじゃんけんなりってのもありだと思います。で、私はちょっと勝手すぎるのですが、皆さんがすごく努力されてるのは本当に知ってます。去年は35度でしたか、私、30分居るのでへろへろでした。皆さん、それでもすごく場内を案内して、本当にありがとうございます。それを踏みにじっているように聞こえると、すごく心外ですが、ただ、やっぱり町の人が主人公いうんだけは、本当に忘れないでほしいなと思います。

2つ目です。高木さんについても、テレビまで取材に来るほどの全国の高木さんのファンの間ではとても有名な方がおられます。その方は、テレビにも出られました。その方たちと一緒に共に作り上げることが、町の活性化にもつながるのではないかと思います。どうでしょうか。

○議長（濱野良一君）

蓮池課長。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

ご承知のように、アニメ事業の実施にあたっては、著作権を管理している政策委員会の許諾を得る必要があります。アニメ「からかい上手の高木さん」が持つ作品の世界や、あるいはそのイメージをゆっくりと損なわないように、許諾の審査が行えるわけですが、まずこの審査を通り、かつ質の高いものだけが事業化されます。手間暇がかかりますが、そのことによって、権利元との信頼関係が生まれ、土庄町ならではの特色あるイベントを多くの皆さんに楽しんでもいただいているところです。このような中、数多のさまざまなファン層がいる中で、特定の人物だけの意見を通すわけにはいかず、また、すべてのファンの意見を聞くとなると、收拾がつかなくなる可能性もあります。「ファンとの適切な距離感が大切」だと言われているのはこのためです。

多くの方々が、小豆島まつりでのアニメとのコラボイベントを楽しみにして

いるという声が多くある中、本事業が継続できますように、それぞれの立場において参加し、また楽しんでいただければと思っております。

引き続き、本作品のことを最もよく知る権利元やアニメ事業に精通したアニメーターズ協会、また、小豆島まつり振興会などと連携し、大局を見据えながら、しっかりとしたルールや枠組みの中で質が高く、かつ多くの方々に楽しんでいただけるものを作り上げてまいりたいというふうに考えております。どうぞ、ご理解よろしく申し上げます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○8番（鈴木美香君）

確かにそうですね。一人一人のことを言うと収拾つかない。それは全く同感します。ただ、彼ら、彼女たちがいることによって盛り上がっているっていうのも一方で信じたと思います。何百万もかけてシールべたべた張って、毎週ぐらい関西の方から来られた方とか、何か本当にありがたいなと思っております。なので、それでしたら、そういう方を集めて、その方々たちを目立たせてというんじゃないくて、その方たちも喜んでたぶん参加、何て言うんですかね、応援してくださると思うんですよ。だから、巻き込むというか、「一緒に作りましょう」っていう、その、うちはうちら、あんたらはあんたら、みたいな垣根をあるんじゃないくて、彼女たちはすごく寂しい思いしてるんです。「せっかく、お手伝いしたいのに」とか、「知り合いいっぱい来てくれるのに」とか、なんか、その思いを酌んでほしいなというのが私の今日の質問の骨子なんです。だから、確かにこの高木さんの件でも課長はじめすごく努力して、やっぱ大きな小学館っていうのが相手なので、大変苦しい思いしてるのは、すいません、知らないですけど、分かる気持ちでいます。でも、ここでもちょっと町民を、もうちょっとこう寄り添ってほしいというか、集まるんだったら集まって、ちょっとこういう状況なんですって言うてくれるとかするとありがたいかなあと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（濱野良一君）

蓮池課長。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

鈴木議員のご質問にお答えします。

ファンとの関わりというところなんですけれども、ファン活動の多くは、この権利なしで動いてるわけなんですよね。なので、権利に抵触しない範囲で、個人の範疇で楽しんでいただいているというふうに認識しているわけです。ファンだけで集まって、ファンだけで楽しむから肩肘張らずにですね、楽しめる。その、例えばさっきのいわゆる痛車ですよ。そういったものも個人の範疇で

楽しんでるわけなんですよね。なので、それはそれで楽しんでもらったら結構なんです。一方でですね、やはりその権利に触れるような、例えば SNS で発信したりですね、あるいは勝手にイベントをやってしまう、そういった事案も実は散見されています。その方がそういったことをやっていると分かりませんが、いふところがあります。そうなるそうですね、こうしたこれまで一歩一歩積み上げてきた権利元との信頼関係、それがもう崩れかねませんので、そうなる、やはりちょっとこの事業が継続できない方向になってしまうという可能性もあります。それは、もうとても悲しいことでもありますので、ですので、先ほど申し上げましたけれども、それぞれの立場において、そのルールの中で、権利の中で楽しんでもらいたいというふうな思いであります。

住民もたくさんの方が参加してきておまして、例えばですね、今回の夏まつりと合わせたスタンプラリーなんかは、むしろその町民参加型の典型でありまして、事業所を巻き込んで、そして街中を周遊してもらおう。その中で、コラボ商品を買ってもらったり、あるいは、お素麺買ってもらったり、お醤油買ってもらったり、いろんなお土産もですね、一緒に買ってもらった。そこでの経済効果つてもものすごいと思うんです。そういったかたちでファンの方々というのは楽しみ、そして参加していただきますので、そういったところですね、それぞれの立場において、このアニメを通じた事業というのを楽しんでもらいたいというふうに今思っております。以上です。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○8 番（鈴木美香君）

よく分かります。よく分かりますけど、私とベクトルが違うなっていうのはたぶん、ずっと平行線だなと思っています。高木さんすごく大事です。でも私は、実は外付けではなく、小豆島のポテンシャル、中にあるもんからそういうものを上げていくほうが本来の筋じゃないかなと思います。町民の意識とか、やりたいこととか、「一緒に町としようよ」という気持ちを取り上げるほうが大事なのではないかなと思うことを意見として終わらせていただきたいと思いません。ありがとうございました。

○議長（濱野良一君）

2 番 石井亨君。

○2 番（石井亨君）

2 番 石井亨、質問させていただきます。

9 月の議会のとくに町の計画について伺いまして、計画づくりは問題意識の共有とか、学びの場の共有という意味で非常に重要ではないかと、こういうお話

をさせていただきましたが、ちょうど来年ですね、2016年に策定した「土庄町一般廃棄物処理計画」、これの中間見直しの年に当たります。

家庭から出るごみ、事業系一般廃棄物については町の基礎事務ということになります。埋める、あるいは燃やすということについて、可能な限りその量を減らすことが求められていますけれども、見直しにあたって、来年度の見直しにあたって基本的な方向について質問したいと思います。

まず、廃棄物の排出推移および将来予測、目標設定についての考え方。

それから、昨年度ですね、総排出量ですね、どれくらい出たか。あるいは、焼却量。

それから、資源化リサイクルした量ですね。

それから、不燃ごみの埋め立ての実績。これらが一体どの程度であったか。それと去年、去年といいますか、土庄町においては最終処分場がなくなったということで、急遽ですね、不燃ごみについて徹底分別をして最終処分に回すという、こういう状況があります。この際の減量状態も併せてご説明をまずいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（濱野良一君）

住民環境課長 島原正喜君。

○住民環境課長（島原正喜君）

石井議員のご質問にお答えします。

土庄町では、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、ごみ処理や生活排水処理の基本計画を定めた一般廃棄物処理基本計画を平成29年10月に策定いたしました。

平成28年度を計画策定年度、15年後の令和13年度を計画目標年度とし、8年が経過する令和6年度を中間年度として、目標値や施策の達成状況等を把握し、計画の見直し等を行う予定としております。

ごみ排出量については、基準年である平成27年度の6900トンからマイナス10%以上を目標としており、その数値自体は、令和4年度の実績で5913トンとなっており、すでにクリアしております。

その内訳では、可燃ごみの実績が4500トンで、全体の76.1%。不燃ごみ実績は253トンで、全体の4.3%。焼却残渣の実績は769トンで、全体の13%。資源ごみの実績は391トンで、全体の6.6%となっております。なお、有限会社小豆島への委託につきましては、不燃ごみを島外搬出するにあたり、令和2年度から委託しており、混在する可燃ごみや資源ごみを選別しております。

先ほど、令和4年度の不燃ごみの実績は253トンと申し上げたうち、豊島の埋め立て分63トンを除いた190トンが、島外搬出となっております。有限会社小豆

島への搬入総量は約 335 トンであることから、約 57%の削減につながっております。

一方、資源化については、資源化率については、15%以上を目標としておりますが、令和 3 年度実績では 6%とまだ低い状態であります。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

石井亨君。

○2 番（石井亨君）

ありがとうございます。

破碎選別で 57%削減ですね。破碎選別じゃない、ごめんなさい。今のは、徹底分別をやることによって 57%削減と。当初 2016 年に計画を立てた段階では、そもそもをですね、令和 4 年、ごめんなさい。令和 6 年ですが、見込みとして 1085 トンの不燃ごみが出て、そしてですね、このうち破碎して資源化をして、そして 852 トンが最終的に埋め立てに回されるという、こういう予測が立てられていたかと思えます。そうするとですね、不燃ごみっていうのは当時の想定ではですね、排出量総量の中のおよそ 20%が不燃ごみであって、そのうちのまた 21%程度が資源化されて、残りが破碎残渣として最終的に埋め立てられるという、こういう想定で、不燃ごみの中から 4%程度のリサイクルがされると、こういう想定が計算値だったと思うんですが、今のお話ですと、事業状況が変わった、最終処分場がなくなったので徹底分別をして減量化するということだったら 47%まで、57%削減することが実績として出てきた。

詳細な検証は来年度を行うことになると思うんですけども、現在、破碎設備の整備が進められてます令和 8 年度から、たぶん、これが稼働する、そうなったときに、当初予定では資源化率というのが 14.7%まで延ばせるんじゃないかという、こういう想定になってたと思うんですが、逆に言えばですね、今、資源化率が全体としてはそんなに伸びてはいませんが、破碎資源化、燃えないごみの破碎資源化で、リサイクルが 4%程度できるという想定だったものが、実際、今、徹底分別で 57%ぐらいできているという、こういう状況になる。この比較検証は十分来年やってみる必要があるんじゃないかなというふうには思っています。ごみの排出量自体はですね、随分減ってきているというふうに評価されています。というか計画通り、計画を上回って減っていると、こういう状態になっていますが、人口も当時の予測よりは、当時人口が減るので、ごみが減る。そのことは加味してるわけですけども、人口の減りの方がやっぱり計画よりも少し、予測よりも少し早いという状況があって、人口も減っているということなので、想定範囲で減っているという状況かなと思うんですけども。小豆島、とくに土庄町ですね、わが町の計画を立てるわけですけども、県内全体で見ると、実は土庄町の最終的な埋め立ての依存率とか、それから焼

却の数字がさっき出ましたけど、焼却の依存率が非常に高い。逆にいえば、リサイクル率が非常に低いということになるんですが、例えばですね、徳島県の上勝町では現在すでに 81%のリサイクルというのを実現しています。資源化率ってのは実現していると。県内ではですね、三豊市が 64.5%すでに実現しているという、こういう状況あります。それぞれに事情違いますし、とくに県内三豊市の場合は、バイオマス燃料化プラントが稼働してまして、いわゆる生ごみの系統ですね、これがすべて乾燥、発酵の上で燃料化するという民間事業に委託するというかたちになっていると。これで県内でも突出して高いわけですが、県内の平均で見てもですね、2019 年度で 18.2%、全国平均で 19.6%、これが実績値です。

2020 年度、国の平均値ちょっと見てないんですが、2020 年の国の目標値は 27%であったってこういう数字が出てます。これに対して、わが町の計画というのは 2031 年で 15.5%、状況からすると相当遅れているというか、課題が多く残っているというのが今の現状だと思えます。乱暴な言い方ですけど、上勝町が 81%で、うちの町の実績を差し引いた 70%あまりの数字、これは、方法はいろいろあると思いますが、いずれにしても、資源化できる可能性、あるいは余地の残っているごみだというふうに見ることができるんだと思えます。

それでですね、次の質問に移っていききたいと思うんですが、令和 3 年の香川県廃棄物処理計画、処理計画ですね、これ廃掃法に基づく 5 年計画ですけど、これで見ますと、香川県県民 1 人当たりの廃棄物の排出量ってのは 868 グラム、1 日当たりですね。一番少ないのは、まんのう町で 543 グラム。一番多いのは、小豆島町で 1585 グラム、まんのう町の 3 倍近くあります。次いで、多いのは直島町。次いで、琴平町そして土庄町ということになりますが、ここでも 1101 グラム。この数字、年度によってかなり変動はするんですが、常に土庄町は上位にあります。この数字でもまんのう町の 2 倍を超えるという状態です。同じ県内で暮らして消費水準や消費の形態がそれほど異なっているとは考えにくい。地名からいうとですね、小豆島、直島、琴平となると、観光地だから多いのかなと、こういうふうに県外の方が持ち込む一般廃棄物というのが増えるからかなと思ったんですが、2015 年の香川県平均の一般廃棄物全体に対する事業系一般廃棄物の比率ってのは 31%強で、これは増える傾向にあります。大体は 3 分の 1 が事業系一般廃棄物で、観光に伴う事業系一般廃棄物がわが町は多いのかなと思ったんですが、土庄町ってのは 17%弱程度。そうすると、常に土庄町のごみは県内平均よりかなり多いという状況になるんですが、質問ですが、なぜこの町は 1 人当たりのごみの排出量が多いと思うのか。そして、計画ではごみの質分析ってやっていますよね。燃えるごみの中身は一体どういう内容なのかという質分析をやっていますが、これを実施してるのは、広域事務組合なんで

しょうかね。これが、どこがやってるかということと、もし広域事務組合がやってるんだとしたら毎年この変遷というのは町の方とちゃんと連携、情報共有って、これできているのかどうかということをお伺いしたい。

それからですね、3つ目としては、この計画を立てた段階で、2017年から2019年にですね、分別収集にあたっての調査・研究をやるんだと、それから2020年から21年にかけてはモデル地区を設けて先行実施と効果の検証をやるんだということが書いてあるわけですが、これはやっているのでしょうか。やっているのであれば、その成果をお伺いしたいと思いますし、やっていないのであれば、なぜやれなかったのか、その理由をお伺いしたいと思います。

そして、今、減量化・資源化を上げるためには何が課題だと考えているのかお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（濱野良一君）

島原課長。

○住民環境課長（島原正喜君）

石井議員の2つ目の質問にお答えします。

まず1つ目、生活スタイルによるごみ排出量の差というのは、島内・島外でそれほど差はないように思われます。思いますに、リユース、リサイクルの意識およびその機会が少ないことが要因の1つではと考えております。

2つ目のごみの質分析については、小豆広域で行っております。

情報については随時共有しており、例えば、最近プラスチックごみの増加が見受けられるなどといったところでございます。

3番目、計画書の68ページに記載しておりました、再資源化、再資源化計画の中での調査・研究からなる一連の事業等については、資源ごみの収集を含む現場の人員、機材、スペースおよびリサイクル施設の制約等により実現できておりません。代わりに、令和2年度にごみの分別ガイドブックを両町合同で作成し、全世帯に配布しております。そして、その講習の要望があれば、職員が赴き説明会等を実施しております。

4番目の分別の課題やごみの減量化につきましては、資源ごみとして回収できる発泡スチロールの容器、トレーの分別等がいまだ十分でないことや、フードロス問題の解消等がございします。

今後の方針につきましては、昨今の廃プラスチック資源化等の社会情勢を加味し、軌道修正をかけながら資源ごみの品目追加を行い、可燃ごみ、不燃ごみの排出量の削減、再資源化率の向上を目指します。

令和8年度には、不燃ごみ等の中間処理施設が稼働する予定であり、資源化の向上が期待できます。加えて、ごみ出しの分別の再細分化も検討し、減量化に向けた取り組みを行っていきたいと思っております。以上です。

○議長（濱野良一君）

石井亨君。

○2 番（石井亨君）

今の表現です、今のご回答の中で破砕資源化、これが実現したらリサイクル率が向上するという、こういう話がありましたね。ありましたね。今、私が先ほど申し上げたのは、これが逆になってしまうのではないかと。再分別化、細かく分類して埋め立てごみをできるだけ減らすっていうことをやったら 57% 下がりまして、破砕して分類するってことやったら、逆にそっちへ戻したら、かなり大幅に後退することにはなりませんかっていう、そういう問題があるんじゃないか、ていうことを私は申し上げたので、これは来年度ちょっと本格的に検証していただきたいなど。ただ、一旦施設を作ってしまうと、広域でやっているものですから、当然負担金を納めて対応していかなくちゃいけないという、こういうことになっていく。そういう課題が、そもそも不燃ごみをここまで再分別化するという前提が最終処分場があるうちはなかったもので、ちょっと逆転をしたかなと。だから、その部分も含めて、来年度はきちんと検証しておかないといけないと思います。

もう 1 つ、もう 1 つはですね、燃やすということの方についてですが、今月ですね、ついこの間ですけど、12 日に COP28 が終わりました、CO2 削減課題に対しての世界合意というのが出ていますが、CO2 削減、排出削減の年次数値ですけれども、2019 年度比で 2030 年に 43%削減、35 年には 60%削減、2050 年には 100%削減という、このシナリオが出ています。

土庄町でのごみを燃やすと CO2 が出るわけですが、土庄町での 2015 年のごみ処理に係る CO2 の排出評価というのは、収集運搬まで全部含めて年間 1982 トンという、こういう数字が出ています。そのうちのおよそ 95%が焼却による CO2 排出で、さらにですね、プラスチック由来と考えられるものだけでも 90.4%という、こういう評価が出ています。これがどれぐらいの量かという、土庄町全体での全ての活動評価が、年間 20 万トン程度の排出。そのうちの 2000 トン弱が一般廃棄物の焼却に伴うもの。全体活動からいけば 1%程度ということになります。逆にですね、ごみを燃やす、県内全域で年間燃やしてる量から換算するとですね、この家庭ごみ事業系のごみを燃やすだけで年間 9 万 2000 トン程度の CO2 が出ていると、温室効果ガスが出てると、これはですね、香川県下全域 8 万 8000 ヘクタールが年間に固定することができると試算されている CO2 量 9 万 1000 トンを少し上回ってしまっていて、ここに対する要求も相当大きいものが次々と出てくるんだろうなと思います。

わが町では、PPA がやれないかということで、公共施設の屋根に太陽光発電パネルを乗っけて、これを民間投資でやっていただいて CO2 削減をやろうとい

う議論が出てきていますけれども、中間、先の中間集計では、この効果というのは、年間 185 トン程度の削減が期待できるというこういう数値が出ていたけど、これはごみを燃やしてる量を 10%減らせれば同等の効果が出るというこういう数字になります。

この焼却炉についてですが、2016 年のこの計画では焼却炉の老朽化が問題だっていることは示されています。そして、その対応についてはですね、2 町それから広域のですね、3 者連携による「土庄町・小豆島町地域循環型社会形成推進地域計画」の「焼却炉長寿命化計画」ということに委ねられているという、こういう状態になっていると。

それから昨年度ですね、策定された「香川県ごみ処理広域化・集約化計画」には、小豆ブロックでは焼却炉の更新が「課題」というかたちで位置付けられていて、基本的に「今までどおり燃やしましょう」という、こういう方向になっているんですが、実際に燃やされている廃棄物、この計画に出た実績値で見れば、50%程度が燃える部分であり、40%程度は水分であり、残りが灰分と。水分が含まれているってのは、いわゆる生ごみとか、剪定くずとか、雑草なんですよ。こういうものを分離して燃料化したために、三豊市は 64%を超えてって、こういうことになっている。

それから、当時の計画ですすでに出ていますけど、わが町では、未分類のプラスチック類回収が、現在分別回収というのが軌道に乗っていない未分類のものが相当量あって、この辺がさっきのプラスチックによる CO2 が 90%台という、こういう数字につながってくるわけです。

この 2 つを大きく対応していくということができればですね、今の年間の焼却量、年間 5000 トン内外を燃やすという状況にはなっています。けれども、1000 トン以下への削減ってのは、十分無理のない構想の範囲内なんじゃないかなと。そうするとですね、日量に換算していくと焼却量は日量 3 トンとかそういう規模になっていく。果たして、本当に焼却炉があるんだろうかと。炉という形で整備してやるのか、それともですね、思い切り量を減らすという、可能な限り量を減らしていく中で、もう焼却そのものは炉を持たずに民間業者に焼却委託するということか。少なくとも次の見直しではですね、焼却炉を持たないという選択肢を視野に入れて検証していくべきだと。私としてはですね、むしろ焼却炉は作らないという覚悟の中で、減量分別化に取り組むべきだと思いますが、新規焼却炉を持たないという選択を視野に入れることについての考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

島原課長。

○住民環境課長（島原正喜君）

石井議員の3つ目の質問にお答えします。

CO2削減の焼却炉のあり方についてでございます。

クリーンセンターの焼却能力は、現在6割程度まで低下しておりますが、焼却時間を長くして対応しております。このことから、現施設の長寿命化を図りながら、次期施設のあり方について、小豆広域、土庄町、小豆島町の3者で検討に着手したところです。その処理方法につきましては、焼却にとどまらず、トンネルコンポスト方式であったり、今、議員のおっしゃられた島外への搬出など、多面的に検討しているところでございます。以上です。

○議長（濱野良一君）

石井亨君。

○2番（石井亨君）

焼却炉を持たないというですね、こういう選択肢を十分に検証していただきたいと思います。というのは、来年度詳細は検証することになるわけですが、費用対効果の問題もありますが、その破碎して資源化できる部分を分離するというよりは手分別の方がよほどリサイクル率が高いというのは、はっきりと、これ数値で出てるんだと思います。今日の概算でも十分出てますので、相当開きがあります。一旦設備を作ってしまうと、広域でやってるものですから、とくにその負担金というのは避けられないという、こういう状態になってしまいますので、その点、焼却炉を持たないという選択肢を1つの視野に入れたかたちでの十分な検討を行っていただきたいと思います。

それとですね、こういう問題については、廃棄物そのものが一体どういうものでできてるんかって、その内訳を分析して、個別にその取り扱いでどんな選択肢や対策方法があるのかというのを検討する。それから、もちろんどれぐらい費用がかかるか。こういうことに基づいて、将来の方向性を絞り込んでいくということになるんだと思いますし、実際にやる時には当然、町民の理解と協力というか、当事者として参加していただくということが絶対不可欠になるわけです。ところがですね、この土庄町一般廃棄物処理計画基本計画ですね、これネットにも公表されてないんですね、ネット上でも出てない。町民の役割ってこん中書いてあるんだけど、それをパンフレット等を出してるのかもしれないが、少なくとも町民が閲覧することもなかなか難しいという状態にあった。そういう状況もあってですね、それからもう1つ先ほど言われたように、町の計画でありながら、いろんな機関と調整しながらやらないといけないという、こういう問題があります。例えばですけど、ごみの広域がやってるごみの質分析ですね、こういうものは一般の町民にも公開していくとかですね、あるいはいろんな関係機関が意見交換するなど、多様な工夫をしていかないとなかなか問題意識の共有するのは難しいと思うんですが、この点についての現

時点での考え方を伺いたしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

島原課長。

○住民環境課長（島原正喜君）

石井議員の4つ目のご質問にお答えします。

町民へのごみ問題に関する問題意識喚起については、「町広報とのしょう」を活用し、毎年10月号に記事を掲載するとともに、防災無線や各地区公民館だよりで周知するなどしております。まだまだ、分別意識を高めていく必要があることから町のホームページには、ごみの捨て方だけでなく、生ごみ処理機設置補助金などの情報、リサイクル、リユース情報など幅広く情報を提供してまいりたいと考えております。

また、可燃ごみと一緒に燃えない粗大ごみが出されるなど、一定のマナー違反も散見されますので、当事者としての住民の意識向上や、参画の方策についても探ってまいりたいと考えております。

ごみ問題は、土庄町、小豆島町、2町に共通する課題であり、クリーンセンター、リサイクルセンターを運営する小豆広域とも一緒になって中間処理施設の建設を進めるなど、現在も3者が連携して事業を実施しているところではありますが、石井議員のご指摘のとおり、今後とも連携を深め、協働できることを増やしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（濱野良一君）

石井亨君。

○2番（石井亨君）

ありがとうございます。

技術的にどうするかという、こういう問題もありますけれどもですね、今ちょっと話にも出ましたが、今、私が質問しているのは、土庄町一般廃棄物処理計画、これ2016年に作られました。「土庄町・小豆島町地域循環型社会形成推進基本計画」、これ2019年に作られて、廃掃法に基づく「香川県廃棄物処理計画」2021年に作られて、さらに「香川県ごみ広域化集約化計画」2022年に作られてますが、これ、それぞれにみんな土庄町のあり方って書かれてるんですよ、課題とかですね。で、その数字が微妙に違うので、どう読んでいいかわかりませんが、こういう廃棄物に対する技術的な課題と同時に、こういう一般廃棄物については香川県も市町の計画を書いているんですけども、廃棄物処理計画は、再来年、令和7年度に次期策定になります。もう6年度、来年から各市町の排出状態とかの集計にかかっていく、推計にかかっていくんだそうですけれども、「市町の積み上げなんですか」って聞いたら、「いや、そうじゃありません」って、「県独自でやります」という、こういう話であって、しかし県

の立場からすると、「一般ごみの話は、市町の管轄ですよ」と、こういう話になります。

広域でうちはやっているわけです、部分的にはね。そうすると、広域は何をしているかっていうと、両町から出てくるごみについて、資源化の部分では、これを資源ごみとして出荷する。あるいは焼却をしている。で、まもなく不燃ごみについても、破碎分別に取り組むという、こういうかたちになるわけですが、これは両方から出てきてるごみを今の循環型社会形成推進基本計画に基づいて、交付金申請して設備を作って両町から負担金を求めますという、こういうことをやっている。

実際にごみをどう減らすか、どう分別するか、収集するか、というのについては、これは各町がやるわけですが、広域との関係もあり、あるいはその関係上から小豆島町とも歩調を合わせる必要があるという、こういうことになるわけですね。その関係機関、それから町民との問題意識を一体どういうふうに共有しているのか。一体誰がイニシアチブをとって、どこがこれやっていくのかっていうことについて、なかなか分かりにくいというか、曖昧になっている。ここの仕組み上の問題というのは、実はごみを減らす上での一番大きな課題になってるんじゃないかなって、こういう気がします。この点についても、実は来年度の調査できちんと検証していただきたいなど、こう思うんですけど、実際の作業ということになると、コンサルへ委託すれば、その検証過程ってのは、なかなか庁内でも共有するの難しくなってくるし、もちろん広域や小豆島町と共有というのは、さらに難しくなります。

その一方で、「じゃ、担当課がちゃんとやりなさい」という話になるのかっていうと、ルーチン業務に追われているっていう実態からすればですね、これはマンパワー的に無理があるんじゃないかなと。そうすると、住民環境課の課題、あるいは担当者の課題という位置付けではなく、全庁的な取り組み課題として考えて、ぜひ取り組んでもらいたいというふうに思います。これ、もう意見にとどめておきます。

時間ありませんので次の質問に行きますが、海ごみの処理ですね。

今年度、ボランティアによる海岸ごみ、海岸清掃の際にですね、産業廃棄物に該当する漁業用の浮遊ごみがまじっていて、その処理が問題になりました。

香川県下でも時々同じような事例が起きるとは聞いていますが、香川県に確認してみますと、環境省に対して海ごみの対応の仕方について、とくに浮遊ごみと化した排出者不明の産業廃棄物扱いのごみですね、このごみについて、このごみの処理責任、あるいは役割をどうするのかということをやちゃんと明確にしてほしいということ国に要望しているという、こういう現実があります。

海ごみの問題も、今の廃掃法上の廃棄物処理計画もいずれも環境省の所管で

す。私の個人的な意見ですけど、海ごみを何とか回収しなさいということをごんごんと国として進めているわけですから、県の廃棄物処理計画の中にちゃんと誰が対応するべきものか書かれる必要があると思う。そのために、「国が方針を示してください」ということを、県は繰り返し国に要望しているわけです。

去年ですね、去年の12月に生物多様性条約の第15回締結、締約国会議がカナダのモントリオールで開かれて、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」という名称の合意ができました。この合意はですね、23のターゲットを設けて目標3では、陸と海の少なくとも30%以上を保護区にして、これ以上劣化しないようにそれぞれの国が努力すると。

目標の2は、劣化した生態系の少なくとも30%の再生を進めるということが合意されてます。これを受けて今年の3月、日本では、生物多様性国家戦略を閣議決定しました。昆明・モントリオール合意をそのまま採用したってこういうかたちになってますが、「30%を保全する」「30%以上を回復させる」、こういう目標を掲げたわけですが、海域についてはですね、これに先立って2016年に生物多様性の観点から重要性の高い海域というのを270、全国で選んでます。

実は、豊島・小豆島地域っていうのはですね、海域番号13504番として指定されてるんですね。「こういうところを保全しなさい」、「海洋ごみをどんどん集めなさい」、全部これ環境省がやってるんですね。そういう意味ではですね、廃プラスチック類を中心とする海洋ごみですが、海へ出さない、出した海のごみをどう回収するか、これが大きな課題です。でも、実際にこれを集めると、そうすると持って行き場に困るといって、こういう状態が現に発生してるわけですが、町としてですね、県とか国に対して問題提起や要望するのは行っているのでしょうか。

もう1つはですね、例えばですが、町も海ごみの回収、ボランティアの方々がたくさんやってらっしゃいます。一緒にボランティア参加して、ごみの実態を一緒に確かめてみたり、そこで確認された事例を現場の住民なり、町としての意見として、「こういうところをきちんとしてもらわないとやれないよ」という声をきちんと上げていくべきだと思うんですが、こういうことをしているのか。あるいは、その考え方についてご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

島原課長。

○住民環境課長（島原正喜君）

石井議員の5つ目の質問にお答えします。

海ごみの処理については、令和4年度からボランティア清掃団体登録制度を実施しており、収集用ごみ袋の提供のほか、清掃活動で収集し、分別されたごみの回収を行っております。現在は20の団体の登録があります。

また、企業版ふるさと納税の寄付金を活用したボランティア清掃支援事業をスタートさせておりますが、まだ寄付金自体がなく、実行はできておりません。

海ごみにつきましては、処分費用の問題や一般廃棄物の範疇で処分しきれないなどの課題がありますので、住民環境課だけではなく、関係各課と協議、連携して海ごみ回収の推進に努めてまいりたいと考えております。

また、県や国に対しても、現場からの声を伝えていきたいと考えております。以上です。

○議長（濱野良一君）

石井亨君。

○2番（石井亨君）

ありがとうございます。

私見ですが、例えばですね、現状の海ごみ、2050年には海洋中の生物よりも浮遊するプラスチックのほうがはるかに多くなると、こう予測されています。漁業者が底引き網やったら魚よりもごみの方がよほど多い。今もそれに近い状態ありますけれども、そしたらですね、魚だけではなくって一緒に拾い上げたごみを回収、分別して出荷すると、これも仕事になるんだと、対価が出るぐらいの仕組みを作らないと、海ごみなんて到底太刀打ちできないんじゃないかっていう、こういう気がします。ここが現場なわけです。制度や法律を作るのは国ですけれども、現場で何が起きているのかっていうことを踏まえて、ぜひですね、国や県に対しても、ちゃんと方針を明確にしてほしいということを町としても意見として積極的に出していきたいと思っております。

これをお願いして、私の一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

休憩

○議長（濱野良一君）

暫時休憩いたします。再開は13時30分、午後1時30分を予定しますので、よろしく願いいたします。

休 憩 午後0時28分

再 開 午後1時30分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開いたします。一般質問を続けます。

○議長（濱野良一君）

9番 福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

日本共産党の福本耕太です。早速、質問に入りたいと思います。

1つ目は、戸形小学校の跡地利用と民間への売却について聞きたいと思います。

戸形小学校の校舎や体育館、グラウンドなどの施設は、地域活動の拠点となっています。私は、学校跡地の利用の仕方として地域住民の皆さんが、皆さんの知恵を出し合って使っているという点、協力し合って維持しているという点において、戸形小学校は今の現状において最良の利用の仕方をされているというふうに認識しています。

一方で、町執行部は地域住民や議会に対し、老朽化が進めば改修などは難しいと説明していますが、それは何年後の話か具体的に聞きたいと思います。

1. 校舎は何年後にどうなって、どのような改修がなければ使えなくなるのか。体育館は何年後にどうなって、どのような改修を必要とするのか。グラウンドについては、何年後にどうなり、今のようにグラウンドゴルフやゲートボールなどができなくなる、そういう自然の老朽化がどのように起きてくるのかについて説明を求めたいと思います。

○議長（濱野良一君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

福本耕太議員の1点目のご質問にお答えいたします。

まず、校舎が何年後にどうなって、どのような改修が必要になるのかにつき

まして、現在、戸形公民館として使用している校舎につきましては、昭和 56 年の建築で、その後現在まで大規模改修等は実施しておりません。

今後の老朽化の進行状況については予測しかねますが、現時点で、一部雨漏りや外壁のコンクリートの爆裂等も散見されており、建築から既に 42 年が経過していること、減価償却資産の耐用年数等に関する省令による建物の耐用年数が 47 年であることから、いつどのような支障が出てきてもおかしくないと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

生涯学習課長 宮原正行君。

○生涯学習課長（宮原正行君）

福本耕太議員のご質問にお答えいたします。

戸形体育館につきましては、昭和 53 年の建築で、平成 15 年に大規模改修を実施し、主に屋根の防水、外壁の補修、塗装などを行っております。

今後の老朽化の進行状況については予測しかねますが、建築から既に 45 年が経過し、大規模改修からも 20 年が経過していること、建物の耐用年数が 47 年であることから、いつどのような支障が出てきてもおかしくないと考えております。

それから、3 点目のグラウンドについてのご質問でございますが、グラウンドにつきましては平成 17 年に建築しております。いつどのような支障が出てきてもおかしくないとは考えております。以上です。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

いっとうなるか分からないという答弁だったんですけど、地元の住民の方にはですね、老朽化が進んでいったら取り壊し等のお金が出せないと、そういった説明をずっとされてると思うんですね。それと引き換えにというか、それともう一方で、民間への売却を考えられてると思うんですけど、住民の目線からすると、「いっとうなるんだろう」と、「いつ使えなくなるんだろう」という不安が常にあるわけです。その中で民間への売却という話が、サウンディングを通じて出てきてるんですが、民間への売却っていうのは、どのぐらいの期間で実施しようと町は考えているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

山本副町長。

○副町長（山本浩司君）

福本議員の再質問にお答えいたします。

サウンディング調査は実施いたしました。民間への売却というのは、決め

ているものでもございませんし、まだ決定しているものでもございません。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

では、まとめますと、校舎も体育館もいつどうなるか、いつ改修が必要になるかというのは分からないと。民間への売却等サウンディングの実施、サウンディングをやってどうするかということも、いつになるか分からないというのが現状だという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（濱野良一君）

山本副町長。

○副町長（山本浩司君）

福本議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

では、その部分を地元住民の皆さんに、説明会でしっかりとお伝えしていただきたいと思えます。というのは、やはり地元の住民の方は、あそこ活動の拠点ですから、「いつまで使えるんやろう」と、「いつになったら使えんようになってしまうんだろう」と、という心配を強く持っておられますので、「そういうことが、いつだということではないですよ」と、いうことをしっかりとお伝えいただいて、使える間はちゃんと使えますよということで、不安を抱かなくともいいようにしていただきたいというふうに思えます。

では、次の民間企業に行ったサウンディングについて問いたいと思えます。

戸形の市場価値というお話が出ておりますけども、サウンディングで業者が市場価値があると言っているのは、業者の希望が100%受け入れられた場合のことなのか。それとも、住民や土庄町が売却地として除外するとしている土地を、体育館とかね、それから砂浜の部分であるとか、そういった部分を除外して、いくなれば残った部分に対して、市場価値があるというふうに言っているのか、これはどちらなのでしょう。

○議長（濱野良一君）

笹山課長。

○総務課長（笹山恵子君）

福本議員の2点目のご再質問にお答えいたします。

戸形小学校跡地のサウンディング調査の実施にあたっては、現状有姿での提供や体育館は対象外とするなどの要件を付して提案を求めたところでござい

す。しかしながら、提案があった各事業者との意見交換の場において、「更地の方が望ましい」や「体育館も対象地にしてほしい」などの意見を頂戴したところでございます。

今般の調査では、戸形小学校の市場価値につきまして、福本議員がお尋ねのような、さまざまなケースに分けて確認はしておりませんので、明確にお答えすることはできませんが、実際に4事業者から提案があったことや、多数の問い合わせをいただいたことから、当該地の一般的な市場価値は十分にあるものと判断し、議会にもその旨ご報告させていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

今の説明からもありましたように、業者は、基本的には自分自身が欲しいと思ってる場所が得られた場合に、お金を出しますよと。価値がここは発生しますよ、ということ言ってるんで、そこが、町の言うてることと業者の言うてることかみ合っなければ、ここには市場価値があるということ明確に言うことができないんじゃないかなと。これからですね、業者に対してははっきりとさせてほしいんですけど、土庄町や住民が言うてるように、「体育館は売りません。それから校舎も売りません。砂浜部分も住民のもので売りません」といった場合に、市場価値があるかどうかという観点から、もう一度聞き直しをしていただきたいと思います。そしてですね、していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（濱野良一君）

笹山課長。

○総務課長（笹山恵子君）

福本議員の再質問にお答えいたします。

現在、サウンディング調査はあくまでも調査であって、ご提案いただいた企業に対して事業化を求めるものではございません。したがって、今の町の、今おっしゃったようなことを、今提案のあった事業者さんに直接ご説明するのではなく、また改めまして、町が例えば、戸形小学校で事業化をするというふうな方向が決まった時点で、その面も含めてご説明するようになるかと思います。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

それであるならばね、私が思うには、今の戸形小学校に、いわゆる売買でい

う市場価値というのは発生してないと思います。というのは、住民の要望を受けて、それでも欲しいと、住民が「ここはやめてね」っていうことまで言うところを除いた部分で、それでも欲しいっていうのであれば、市場価値といえるかもしれませんが、業者の方が、住民が残しておいてっていう部分については何も言うてなくて市場価値があるというだけの話であれば、具体的な中身が詰まってないので、これは市場価値があると言って胸を張って議会に説明するような市場価値は、私はないんじゃないかなと思います。間違ってるかどうかは住民の皆さんが判断する話だと思いますけれども。

では続きまして、質問続けたいと思うんですけども、既存施設の解体費用がないというふうに、町の方はおっしゃってるんですけども、戸形に市場価値があると言っている企業は、既存施設の解体費用を支出しても購入する価値があるというふうに言っているのかどうか聞きたいと思います。もっといえば、既存施設の解体をやってもいいよという企業があるのかどうか、という点でお伺いしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

笹山課長。

○総務課長（笹山恵子君）

福本議員の再質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、サウンディング調査は、あくまでも仮定としてここで事業をするのだったら、というふうな調査でございます。その時点では、現状有姿の形でも事業展開は可能であるというような業者さんがあったということをお答えしておきます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

町の方はしきりにね、住民の皆さんに既存施設の解体費用がないっておっしゃってますよね。まず、おっしゃってるかどうかについて答弁をお願いします。

○議長（濱野良一君）

笹山課長。

○総務課長（笹山恵子君）

既存施設の解体費用につきましては、鉄筋コンクリートであることから実際の見積もりは取っておりませんが、老朽化していること、また、庁舎建設するときの中央病院を解体したときの費用等を鑑みまして、数億かかるものではないか、というふうに考えておりますが、その費用につきましては、現在の町の財政状態では非常に厳しいものと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

で、あるとすればですね、この場所を民間のホテルか何かで活用してもらうといった話が現実化してくる過程の中では、土庄町がやはり、これ既存施設を解体しなければならないという話になってくると思うんですね、民間企業はしないのであれば。そうするとですね、土庄町が大幅なお金を払って、戸形の土地をきれいにして、更地にして、「はい、どうぞ」と言って、業者の方に差し出したときに初めて市場価値が生まれるんじゃないんですかというのが私の考え方です。そのまま既存施設の工事も、解体も民間の業者でしてくださいね、そのまま渡しますからって言ったときに、業者がそれでもこの土地欲しいと、観光施設作るために欲しいと言ってくるかどうかという点で言えば、私は言うてこないんじゃないのかなと。ということは、取引きは発生しないんだから、市場価値は存在しないんじゃないですか、ていうことを問うてるわけです。答弁があればお願いします。

○議長（濱野良一君）

山本副町長。

○副町長（山本浩司君）

福本議員の再質問にお答えいたします。

福本議員おっしゃるとおり、戸形小学校の地を仮に民間に譲渡するとした場合に、更地にしてですね、「はい、どうぞ」という方が、それ、もちろん民間事業者にとっては市場価値が高いものと、私もそう思います。しかしながら、諸般の事情を鑑みて、今般のサウンディング調査をするにあたっては、「現状有姿でどうか」という条件その他をつけて、とりあえずサウンディング調査をいたしましたというふうに、これまでも説明をさせていただいております。

その中で、民間業者のほうからは、さまざまな「できることだったらこうしたら」「こうしたほうが、われわれにとっては望ましい」というご意見も、さまざま意見交換の中ではありました、ということも、これまで申し上げている通りでございます。しかしながら、「現状有姿では、これはもう受け付けない」というような事業者はおりませんでしたので、先ほど申し上げましたように、総務課長が申し上げましたように、一般的な市場価値はあるものと判断して議会のほうにも報告をさせていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

よく分かるようで分からない答弁だったんですけども、であるならば、すっきりしてもらうためにですね、校舎の、いわゆる既存施設の解体を業者がす

ると、全額お金出してするという前提でも、これは市場価値があるかどうかというのをサウンディングで業者さんに聞いていただきたいというふうに思います。で、「ありますよ」という話になったら、これは、いわゆる経営の問題で、取引上では市場価値があるというふうに判断されたものと、私も見ることができますけれども、施設を解体するお金まで出してまで、ここに、この土地を買おうと譲渡を受けようという気はないという話になってくればですね、また、ちょっと話が違ってくるんじゃないかな、市場価値が発生してないんじゃないかな、というふうに私は思いますので、それをサウンディングに来た業者さんに尋ねていただきたいなと、より深く掘っていただいてね、聞いていただきたいというふうに思います。ちょっとね、話がぼやとしてるんでね、今のままやったら。

じゃ、次の質問に角度を変えて入りたいと思います。

売却後の土地の使用方法について聞きたいと思うんですけども、まず初めに、今、土庄町が進めているサウンディング、それから町長がね、将来のこと考えたら土地の利用、民間利用も大事だというふうにおっしゃってるんですけども、あえてお聞きしたいと思うんですけど、この戸形小学校の跡地を民間に活用するというのは、これ誰のためになるというふうにお考えでしょうか。そこに住んでる住民、町民全体のため、もしくは役場、もしくは業者、誰のためになるというふうにお考えでこういう発想が出てきたのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

笹山課長。

○総務課長（笹山恵子君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

今回、これまでも何度も議会のほうでもご説明させていただいておりますが、当然、その町有施設、町有の遊休土地を効果的に利活用をすることは、まずは住民のため。ひいては町のためを目標といたしまして実施していることでございます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

町民のため、しいては町のためという答弁がありました。当然の答弁だと思います。それでは、お聞きしたいと思うんですけども、土地を購入した業者に対して、この土地については町民のため、そして町のために使ってもらうために売却しておりますので、こういう使い方、例えばホテルを造るとか、地元住民の要望を聞くとか、そういうかたちで、地元や町に寄与するかたちで使ってくださいねという条件を付けようと考えているのか、それとも全く条件を付

けようと考えていないのか、についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

笹山課長。

○総務課長（笹山恵子君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

まずもって、売却後の土地、土地を売却するというふうな前提で、ご質問をされているようでございますが、まず現時点では、戸形小学校跡地を売却するかどうかも含めて白紙でございます。したがって、業者に対する条件の付け方等につきましても、現時点では未定でございます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

「未定でございます」っておっしゃってるんですけどね、売却とかを考えていけないといけないってことを、町長先ほど言われたんですよね。戸形に限らず、土庄町全体の公有地をそのままにしとくのはよくないと、民間活用も含めて。だから、この戸形についてサウンディング調査を行ったということは、戸形も一つのそういう対象に入ってますよというメッセージが、住民にはやっぱり伝わってるんですよね、私たちにも。だから、サウンディング調査をやりましたけども、売るかどうか分かりませんか、売る相手先についての条件を出すかどうか分かりませんかという話になってしまうと、これから協議会とかって話になりますけど、住民は一体何を根拠にして考えたらいいか、物を考えたらいいかってことが分からなくなるんで、土庄町がやっぱりあそこを民間で活用しようという考え方があるから、サウンディングを行ったわけですよ。そこはきちんと認めないと駄目やと思いますよ。何をやってるか分からへんけどサウンディングやりました、っていうことでは、これからどんだけ説明会開いたとしても、住民から不信がどんどん、どんどんやっぱり上がってくると思います。そのうえで、住民がそれをよしとするか、駄目よと言うかっていうことは、私は住民の声をちゃんと聞いてほしいと思うんですけども。今の答弁では、土庄町は一体何をやっとなやと。私らの大事な憩いの場を使っていうふうになってしまいますからね。

私が懸念してるのはですね、「町民のためにやってるんです。しいては、町のためにやってるんです」っていうことをおっしゃった。土地を売る場合については、そうであるのであれば、得体の知れないところに土地を売ったりとか、使われ方をしては困りますから、町としては当然条件をつけていくんだらうなっていうふうに思ったんですよ。「町民のためになるような観光施設造ってください」「ホテルを造ってください」とかいう条件を付けるんだらうなというふ

うに思ったんですけども、今の私の説明も踏まえて、もしですよ、売るっていう話になってきた場合であれば、条件を付けるんかどうか、もう一度お伺いしたいと思いますけども。

○議長（濱野良一君）

山本副町長。

○副町長（山本浩司君）

福本議員の再々質問に対してお答え申し上げます。

町長が宮原議員の質問のときにお答えしましたように、戸形小学校に限らず、町の持つさまざまな現在使われていない資産も含めて、有効活用を検討するというのは、町長が申し上げたとおり、いろんな場面で必要なことというふうにご理解いただければと思います。そのうえで、有効活用の1つの方策として、民間に譲渡するというのもあろうかと思えます。それも念頭には置いております。しかしながら、何度も何度も申し上げますように、「現段階で、民間に譲渡してしまうというような方針がある」とか、「もう決めて、それで住民の方々と協議をしている」というものではございません。

そんな中で、ではなぜサウンディング調査をして、そして住民の方々と説明会等を持ったりしているのかというところでございますけれども、福本議員が質問の中でもおっしゃったように、校舎の体育館も今すぐ使用できなくなる状況にあるわけではございません。しかしながら、そのあとを見据えた住民の皆さんとの協議等を、これからまだ使えるから、今、最善の方策で使われているからしなくては、もういいかと言えば、私はそうは考えておりません。校舎も体育館も、これはもう程度の問題は別として老朽化が進んでおります。設備面の不具合も多くなってきております。いずれ、大規模な手入れが必要となったとしても、土砂災害警戒区域では、実施すること自体が不適當というような状況もございます。校舎は耐震ができていないので、避難所にもなりません。

○9番（福本耕太君）

議長、質問に答えてません。

○議長（濱野良一君）

簡潔な答弁をお願いいたします。

○副町長（山本浩司君）

分かりました。

説明は省略いたしますけれども、今からそのようなことも踏まえて、住民と協議をしていくということは、現在から大切なことだと思っておりますので、その協議を踏まえて、民間にどうのこうのというときにはどうするかということを考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

ですからね、有効活用の 1 つとして民間に譲渡するという選択肢が 1 つ残ってるわけですよ。あるわけですよ。そのときの話をしてるんです。これから議論するって話は、もうさっきからもう何回もしてますし、分かってるんですよ。私が言うてるのは、万に一つでも、民間譲渡という道が残っているのであれば、そのときにどうするのかと。民間に譲渡した、その民間に対して条件を付けるのかどうかということをお伺いしてるだけの話なんです。その前の話してるんじゃないんです。条件とかを考えてるんですかって聞いてるんです。

○議長（濱野良一君）

山本副町長。

○副町長（山本浩司君）

簡潔に答弁申し上げます。

住民の皆さまとの話し合いの中で、そういうフェーズになったときには、町の考え方条件を付ける、どんな条件を付けるかというような説明もするときがこようかと思えます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

条件付けるとおっしゃいました。

やっそこっから質問に入れるんですけども、であるならばですね、条件を仮につけるとしたとしても、土地を民間に売却してしまったら、これ法律に違反しない限り、その土地をどのように使うかということは、どんな約束をしてもね、法律上はその約束って反故にされてしまうんじゃないかなという私は心配を持っています。というのは、例えば私がその土地を買ったとします。だけど、その土地が、私が活用するために買ったのではなくて、私の友人がその土地を欲しがっているっていった場合に、土地を転売するという方法もあるわけなんですよ。で、私は土庄町と条件をきちんと交わして、いろんな約束をしました。でも、それに合わせてやろうと思ったけどできませんでした。だけど、この土地持ってたなら、私は赤字になってしまうから欲しいという人に売りますという話になったとき、第三者に売りますという話になったときには、私と土庄町がした契約というのは、なくなってしまうんじゃないですか。第三者に売ってしまったら、ここの人は「どう使おうが、私の勝手です」と、「土庄町との契約なんかありません。条件なんか私らは結んでません」、市場におけるね、売買ってのはこういう怖さがあるんですよ。僕以前ね、非常に甘く考えているんじゃないか。公的なものの民営化ということに対して、認識が非常に甘いんじゃないか。

ないか、とんでもなく恐ろしいことになることもあるんですよっていう話をしたことあると思うんです、副町長ね。これ、第三者の手に渡ってしまったら、どれだけ土庄町がこうしてほしいと住民のため、しいては町役場のために考えていたとしても、そのようにならないというのが市場なんです。だから、私はあえて聞いたんですけども。ということはですよ、ここにも書いてますけど、悪質業者か、それとも優良な業者か。これをね、見分けるっていうことも、土庄町には転売されてしまったらね、とくにできなくなってしまうんですよ。こういう先の先の先を考えてサウンディングをやるとか、市場価値があるとかかっていう話を言うのであれば、説明をしていかないと、住民の皆さんからしたら、どんどん不安が広がっていくんじゃないかと思います。あえて聞きたいと思うんですけども、土地を仮に万が一売却した、するとしますね。で、それが転売目的で行われているのか。それとも、そこで町が考えているようなホテルを造るとか、そういう住民のためになるような施設を造ろうとしてるのかということを見つけ出す手だてというのは何かあると思いますか。もっというたら、悪質業者か、それとも優良な業者であるかということを見つけ出す手だてあると思いますか。

○議長（濱野良一君）

山本副町長。

○副町長（山本浩司君）

福本議員の、あえてのご質問でございますので、私もあえて答えさせていただきます。

民間による活用ということにおきましても、必ずしも譲渡だけではないですので、福本議員がおっしゃるような危険性等々も踏まえて、どういようなかたちがいいかというのは、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

戸形の件につきましては、質問したいことはこれで終わりたいと思います。

次、質問に入りたいと思います。

生活道路として使われている農道の補修は積極的に実施をしてほしいという提案です。

住宅密集地から離れた地域に、おうちがある住民の場合は、県道や町道を通った後、自宅まで農道を通らなければ帰れないという場合が多くあります。大鐸・四海・北浦・豊島・大部地区などに、そういうおうちがよくあるのですけれども、近年どこでも農道の老朽化が進行しており、高齢者にとっては危険性も高まっています。「農道を修理してほしい」という声は増える一方です。

これまで自治会から要望を上げてもらって、現物支給で補修を進めてきたりとかしてきたと思うんですけども、こういうやり方では、これからはもう間に合わないというふうに思うんです。時間もありますので、単刀直入に政策的な提案を行いたいと思うんですけども。

こういう農道の補修っていうのを建設課、農水、もう両方枠を超えてですね、進めていただきたいという点において、1つは、個人の要望に対しても、今までも耳傾けてこられたと思うんですけども、しっかりと耳を傾けてほしいという点。

それから、町長にお願いしたいんですけど、こういう農道の補修に対する予算を、もうしっかりと見直しして増やしてほしいというふうに提案をしたいと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（濱野良一君）

農林水産課長 塩見康夫君。

○農林水産課長（塩見康夫君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

農林水産課が所管している農道は、周辺が農地に囲まれ、農業者が利用する農道もあれば、農地、住宅地が混在し、不特定多数の方が利用する農道もあります。こういったことから、農林水産課としましては、自治会からの要望のみならず、農業者からの要望についても対応しております。生活道路としての農道補修に関する要望は、個人からも電話等で相談を受けておりますが、最終的には、自治会長に要望があった旨をお伝えし、対応しているところでございます。

また、限りある予算ですので建設課、農林水産課合わせて各自治会への材料費の支給上限額を年間60万円としております。これは、特定の地域、自治会に偏ることがないように公平性を保持するためです。こうした観点から個人からの要望も、これまでどおり一旦自治会を通していただくようお願いしたいと考えております。

なお、補修に伴う材料支給につきましては、建設課と協議し、建設課から材料を支給するケースも多々あります。

以上のように、町道、農道の区分はございますが、実際は建設課、農林水産課が共同して生活道路に係る地域からの要望や補修に対応しているところですので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

本当に毎日のように要望上がっております。そのような中で、現在、これ建設課所管の部分なんですけれども、自治会の修繕要望等を含めたら、現在 15 億ほど町にきております。その中で、町が執行するよう金額は 5000 万でございます。

そういうところで、今私たちが求めているのは、各自治会の中で、どの部分が一番危険性があるって、どこが優先順位をつけなければならないかというところの自治会が増えてきておりまして、そういう要望のやり方をやっていただくと、たいへん私どもも、どこから予算をつけていっていいのかという指標にもなりますし、調べるときにもですね、順番に調べております。ただですね、財政状況もありますので、すぐにこの場で予算を増やすというようなことは、現時点はお答えできません。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

私の要望としましては、町長にこれまで以上にやはり力入れていただきたいと、この部分についてはお金を、予算を増やしてほしいということについて、再度お願いしたいと思っております。

次の質問に入ります。

老朽化やイノシシの被害により、古い石積が崩れているため池が各地に点在しています。住民に話を聞くと、大雨の際に、池周りの石が崩れて、水が溢れ出し、池が崩れるのではないかと恐怖を感じたとの声が寄せられています。傷みが激しい池については、今、現在活用されているかを確認して、必要ない池については、埋め戻しも含めた対策を取るよう求めたいと思っております。とくに、石積が崩れている池については、近隣住民への説明も含めて、迅速な対応を取るべきだと考えます。あわせて、こうした予算も今非常に少ないと思うので、しっかりと拡充していただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（濱野良一君）

農林水産課長 塩見康夫君。

○農林水産課長（塩見康夫君）

福本耕太議員のご質問にお答えいたします。

下流に民家等があり、決壊した際に被害を及ぼす「防災重点農業用ため池」のうち、未改修ため池 7 カ所については、香川県が令和 2 年度から 3 年度にかけて、ため池調査を実施いたしました。調査の結果、対策に緊急性を有するため池は無かったと伺っております。

また、今年度から県内市町において、民有ため池の劣化状況について調査を行っております。土庄町におきましては、これに該当するため池が 381 カ所あ

り、令和 6 年度から順次調査を行う予定としております。今後、この調査結果を基に、必要な対策について検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○9 番（福本耕太君）

止めて、止めて、時間を止めて。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

調査を進めているという話ですので、ぜひ進めていただいていたため池の危険なところについては対処していただきたいと思います。

次に、障害者支援事業委託費について、障害者の施設が負担した消費税分について質問いたします。

もう時間もありませんので、単刀直入に質問をしたいと思います。

障害者相談支援事業、町から委託された障害者施設などの事業所が、市町村や税務署の誤認のために消費税を滞納したとして追及、追徴課税されない問題が全国で起きています。

また、消費税の課税対象であることに気が付いた事業所は、自治体が支払う委託料に消費税が加算されていないため、事業所が自腹を切って消費税を納税しなければならない事態が起きています。さかのぼって、土庄町として消費税分を事業所に支払う手続きを積極的に取るべきだと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（濱野良一君）

健康福祉課長 石床勝則君。

○健康福祉課長（石床勝則君）

本町の障害者相談支援事業の委託事業所につきましては、知的障害者相談支援委託事業所が町内事業所の 1 カ所、あと委託団体は 2 町となっております。また、精神障害者相談支援委託事業所につきましては、県内事業所 7 カ所、こちらにつきましては、委託団体は 12 市町となっております。1 事業所当たりの委託料につきましては、同一料金となっております、いずれの事業所におきましても、町内の対象者および施設利用者の割合によって委託料は、按分されております。

ご指摘の消費税分につきましては、こども家庭庁および厚生労働省通知によりまして、相談支援事業につきましては、消費税の課税対象であるということが判明しております。

委託料につきましては、どの事業所とも非課税扱いとして委託契約しております。

町内にある事業所に確認したところ、この事業所につきましては、課税扱いにして処理しておりましたので、消費税の追加申告等はありません。また、県内のほかの事業所につきましては、この事業を取りまとめております高松市が現在確認中であるということでございました。

今後の対応につきましては、先ほども申しましたとおり、利用者の市町が共同で委託しておりますので、本町のみで解決することはできませんので、関係市町や事業所と、今後の追加支払いにつきまして協議し、対応したいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

まずですね、消費税分については、施設が自腹切ってますんで、これをきちっと町の責任で、払っていただきたいというふうに思います。

それから、この業務委託するにしてもですね、事業継続のための経営上の観点からもですね、社会福祉事業として非課税対象にすべきであって、実態に合わない消費税法の非課税の規定は、現場の実態に即して社会福祉事業を包括的に捉えるような見直しというのが必要になってくる。そのことを土庄町として国に対して提言をしてほしいということを、町長に求めて質問を終わります。

○議長（濱野良一君）

これにて、一般質問を終了いたします。

討論、採決（議案第1号～議案第15号、議案第17号）

○議長（濱野良一君）

日程第3、議案第6号 土庄町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

9番 福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

議案6号 給与に関する条例について、反対討論を行います。

複数の反対理由がありますので、個別に申し上げたいと思います。

まず1つは、議案の上程の仕方について問題があります。この議案では、一般の職員の期末手当の引き上げの問題と、町長や副町長など特別職の期末手当

の引き上げの問題が一括の議案として上程されています。

一般の職員の賃上げと特別職の賃上げはそもそも性格が違いますので、本来別々の議案として上程されなければなりません。全く別の性格を持つ2つの議案を一括で上程するやり方ということは、やり方にはまず反対をいたします。

次に、人勧の決定によって、それに合わせて、行政がこういうことをやるということですが、民主主義の基礎は選挙で選ばれた議員、議会、行政もそうですね、町長はじめの議論が、検討が行われて、結論が導き出される問題であります。人勧が、どうしたこうしたということで、行政が意思決定を行うのであれば、これは民主主義の基礎が崩れてしまいます。自分自身の考えを持って進めていく必要があるという点において、これは今回の、町長の、副町長の分の引き上げというのは、正確ではないというふうに考えます。職員の給料の引き上げについては賛成です。

重ね重ねになりますけれども、明確にしておきたいと思っておりますけれども、私は一般職員の期末手当の引き上げについては賛成です。物価高騰に合わせて働く人の賃上げ、これは官民間問わず必要です。一般職員の賃上げについては賛成をいたします。その一方で、反対理由の2つ目になりますけれども、特別職の賃上げ条例は、今、上程すべきではないと考えています。

官民を問わず、また非正規労働者の賃上げ、町内では、町内また全国でこうしたことが進み、合わせて年金の引き上げ、生活保護の生活扶助費の引き上げが進んだ後になって最後に、引き上げの条例を提案するのが、真つ当なやり方だと思います。

以上から、特別職の賃上げの条例の改定は、時期尚早だというふうに言わざるをえません。

4つ目としては、今、町長や副町長が力を尽くすべきところは、特別職の賃上げの条例を上程し、可決させることではない。官民間問わず賃上げをすること、年金の引き上げや生活保護をはじめとした社会保障の充実を政府に対して土庄町として強く求めていくこと。これが、私は今やるべき土庄町の町長や副町長の仕事だということを強く訴えまして、本案に対する反対討論を終わります。以上です。

○議長（濱野良一君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（濱野良一君）

5番 小川務君。

○5番（小川務君）

賛成の立場から発言いたします。

付託された委員会の中で審査が行われ、その結果、可決するものとされておりますので、賛成いたします。

○議長（濱野良一君）

ほかに討論はありませんか

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（濱野良一君）

7番 大野一行君。

○7番（大野一行君）

7番、大野です。基本的には人事院勧告制度に基づいて、公務員の給与が決定してきました。これは労働基本権、とくに公務員のストライキ権がないための代替処置として設けられた人事院勧告制度でございます。ですから、あくまで対象は全国の公務員、職員の対象になってます。ですから、職員の皆さんの、公務員の皆さんの賃上げには賛成です。しかしながら、この土庄町の財政状況等を考えますと、7号議案とも関係ありますが、特別職、今度の案を見ますと、4月1日から来年度上げると。職員については、人勧どおり今年の4月1日からです。これは遡及されます。難しい言葉使ってます。遡及というのは、今年の4月1日から遡りますから。そこそこの金額になります。でも、三役については、少し遠慮がちにこの遡及はしません。つまり、今年の4月1日からの、遡ってはしない。少し、その辺は評価をしたいと思います、このようなところまで考えるならば、提案を分けて、三役は、やはり今の状況からすると、少し給与が高いですから遠慮していただきたい。そういう思いで、人勧の職員については賛成。三役については、ぜひ考えていただきたいという意味から、やむなく反対の立場でございます。以上です。

○議長（濱野良一君）

ほかに討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（濱野良一君）

3番 宮原隆昌君。

○3番（宮原隆昌君）

特別職の期末手当の件につきましていうならば、町長を含め、特別職の方が諸事情を熟慮したうえで、最終的な判断をしたものと認識しております。私はその考えに反対するつもりはありませんので、賛成いたします。

○議長（濱野良一君）

ほかに討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ほかにないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。
これより採決いたします。お諮りいたします。
議案第6号については、反対がありますので起立によって採決いたします。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

○議長（濱野良一君）
起立多数であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）
日程第4、議案第7号 土庄町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。
(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

9番 福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

土庄町議会議員の給与の賃上げについて反対をいたします。

理由は先ほどにも申しましたけども、議員の賃上げの条例は、今、上程するべきではないと考えます。公、民間を問わず、非正規労働者のまた非正規労働者の賃上げが町内で、そして全国的に進み、年金の引き上げや生活保護の生活補助の引き上げが済んだ後、最後に引き上げの条例を提案し、進めていくべきだと考えます。

以上から、議会の議員の賃上げの条例、これについては、改定は時期尚早だというふうに考えます。今、議会や議員が力を尽くすべきことは、自分たちの賃上げの条例を進めていくことではなくて、官民間問わず、賃上げをすることと、年金の引き上げ、生活保護をはじめ社会保障の充実を政府に対して土庄町議会として強く求めていくことだと考えます。

以上で、土庄町議会の議員の賃上げの引き上げ条例に対しては反対をいたします。

○議長（濱野良一君）

賛成討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長（濱野良一君）

6番 井藤茂信君。

○6番（井藤茂信君）

賛成の立場から発言いたします。

この件については、考え方によっては、さまざまな意見があろうかと思っております。町の財政状況、長引く物価高騰などの影響を受けている町民の方たちの状況を鑑みて、このまま据え置きでもいいのでは、という意見も理解できないわけではありません。その点において、今年度の引き上げは行わないという判断には賛同しております。しかしながら、もう一方、議員報酬はいくら適当なのかということも考えねばなりません。

今、日本全国で議員のなり手不足が言われております。

小規模な町村においては、それだけでは生計が維持できないことが、若い人材、人材の議員のなり手不足の大きな原因の1つであるともされています。

今回は、月額報酬を引き上げようとしているのではなく、期末手当を今年度は引き上げずに、来年度から人事院勧告の基準に合わせて引き上げようとするものです。基準を超えて大きく引き上げるよう求めているものではありません。目安がないと、上げる・下げるの判断はとても難しいですし、町民の方から見ても理解しづらいと思います。そうなると、そこは人事院勧告を目安とすることも判断の1つだと思います。私の賛成討論といたします。

○議長（濱野良一君）

ほかに討論ありませんか

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（濱野良一君）

7番 大野一行君。

○7番（大野一行君）

現在の全国の議員の給与は、全国一緒ではありません。地域の経済状況によって全く違います。公務員も同じなんです。ただ、人事院勧告は、制度は、これは基準になってるだけなんです。これが100%じゃないんです。

それから、はっきり申し上げますと、議員不足は、これは地域の財政がないから、議員の給与が低いんです。

だから、それがいつか議論になりまして、ボランティアでしょうか、あるいは議員なくして、地域の役員で議員の代わりにしようか、そういうところに来てるのが今の時代なんです。時代錯誤が甚だしいと、私は悪いですけど思います。実態は違います。今、逆に、地域によっては出勤した日にち、日当制のところもあるんですよ。そういうところは見ないで、どうしてそういう議論になるのか、私には理解できません。そして今、土庄町ホテルも随分なくなりました。財政は本当に、ますますこれから厳しいが分かってるじゃないですか。金額の問題じゃないんです。気持ちの問題。町民の皆さんどんだけ苦勞してるか。これ、私、毎日町に出てお話します。パート、パートですよ。若いお母さん、

子どもを育てるのにパートの掛け持ち 2、3カ所してます。これをなぜ見ないんですか。これ、ぜひ見てほしい、本当に。で、議員は働ける保障があります。だから、国会議員と違って働けるんです。補填しなさいと、自分たちで。ね、政治家を作ったらあかんで、政治で飯食う人作ったらいけないから、地方は仕事してもええんです。あるいは、さっきも言いました、日当制のともあるんですよ。以上、申し上げます。ですから、議員と三役はせめて、下げると言っていないです。現状維持でどうですか。これを言ってるだけのことなんです。極めて常識的。

最初の提案は、議員も職員も同じ提案だったんです。これ事実じゃないですか。で、私たち 4 人が反対したんです。福本耕太議員、鈴木議員、石井議員、大野、4 人が「現状維持でいいんじゃないですか」と、「今そんな上げる状況ではないんじゃないですか」と、言いました。そしたらこういう案になって、これ可決されますと、反対してる議員にも無理やりお金がくるんです。こういう提案をすると、矛盾が出てくるんです。だから、少数意見であっても 4 人も出てるわけです。3 分の 1 です、定数の。その少数意見を尊重するのが民主主義の一方の原則なんです。だから、三役と議員は別の提案をして、職員は職員で、人事院勧告ちゃんとやればいいんです。そういう提案をすると、矛盾が起きてくるわけです。私の反対してる議員にも、多数で決まったら給料上がった分ね、振り込まれるわけですから困るわけです。こういう問題、提起をしたら駄目なんです。以上です。

○議長（濱野良一君）

ほかに討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（濱野良一君）

5 番 小川務君。

○5 番（小川務君）

賛成の立場から発言いたします。

人事院の勧告を目安とするのも判断材料の 1 つだと考えます。若い人に限らずですが、各年代の方がいらっしゃる方が私は望ましいと思っています。議員を目指してもらえよう体制づくりを考慮すること、検討することの必要性もあるのではと思います。

これだけで人手不足を解消するとは思っていませんが、議員のなり手不足を後押しするようなことにしないためにも、自分たちの期末手当を上げると言えば、当然批判があることも、あえて承知の上です。

ほかの町と比較するわけではないですが、議員の報酬額は県内で 9 町のうち 8 番目です。決して高い位置ではないことも知っていただきたいと思います。賛

成の討論といたします。

○議長（濱野良一君）

ほかに討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（濱野良一君）

8 番 鈴木美香君。

○8 番（鈴木美香君）

委員会のときはすいません。スルーしてしまったんですけど、先ほどの井藤議員の意見に必ずしも反対するものではありませんが、しかしながら、民間の賃金が上がらない中に、議員が先に賃金が上がる、歳費が上がるのは違うんじゃないかという立場から反対します。

○議長（濱野良一君）

ほかに討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（濱野良一君）

4 番 森英樹君。

○4 番（森英樹君）

非常に大野さんの反対討論、非常に心を打たれるものがあるんですけども、議会の中でですね、もう少し時間が欲しかったと思っております。

今回の人事院勧告でございますけれども、過去に人事院勧告どうなってるかというのを見ましたところ、令和に入って、令和元年度は凍結、令和 2 年度が減額、令和 3 年度が減額、令和 4 年度は凍結で、今回はプラスというようなところで推移しております。

今までこういったかたちで、人事院勧告を基礎に、元にですね、上がってきているというところで、今回はそのまま上げておくと。で、実施時期は今じゃないというところで三役と同じように、1 年延ばして来年度から実施するというところはよろしいんじゃないでしょうか。

あと 1 点、私個人的に思うんですけども、議員に対する期末手当ございまして、今、大野さんが非常に熱弁振っておりますけれども、条例改正を検討するなりしてですね、受け取らなくていいというような条例ができれば、こういった議論も発生してこないんじゃないかなというところで、非常に個人的に思うんですけども、もう少し手前の部分で、議会、議論をすればよかったかなと個人的に思っております。賛成でございます。以上です。

○議長（濱野良一君）

ほかに討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ほかにないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第7号については、反対がありますので起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（濱野良一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第5、議案第8号 土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第8号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第6、議案第9号 土庄町手数料徴収条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 9 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 (濱野良一君)

日程第 7、議案第 10 号 土庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (濱野良一君)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長 (濱野良一君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 10 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 (濱野良一君)

日程第 8、議案第 11 号 土庄町立認定こども園条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (濱野良一君)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長 (濱野良一君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 11 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 (濱野良一君)

日程第 9、議案第 12 号 土庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (濱野良一君)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長 (濱野良一君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 12 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 (濱野良一君)

日程第 10、議案第 13 号 土庄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (濱野良一君)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長 (濱野良一君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 13 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 11、議案第 14 号 土庄町農業集落排水事業の設置等に関する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 14 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 12、議案第 15 号 土庄町農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 15 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第13、議案第17号 工事請負契約の締結について討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第17号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第14、議案第1号 令和5年度土庄町一般会計補正予算（第5号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（濱野良一君）

8番 鈴木美香君。

○8番（鈴木美香君）

私は、働く婦人の家の延長90万円、老人福祉センターに対して40万円の共に、目的外使用延長のために国庫に返還するのがどうしても納得できません。その旨で反対させていただきます。

○議長（濱野良一君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（濱野良一君）

6番 井藤茂信君。

○6番（井藤茂信君）

賛成の立場から発言いたします。

付託された委員会の中で審査が行われ、その結果、可決するものとされておりますので、賛成いたします。

○議長（濱野良一君）

ほかに討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ほかにないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第1号については、反対がありますので起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（濱野良一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第15、議案第2号 令和5年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（濱野良一君）

9番 福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

議案書の63ページ、総務費、一般管理事業、マイナンバーカードの普及のためのチラシ作りの予算、これに対して反対をいたします。以上で反対討論を終わります。

○議長（濱野良一君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（濱野良一君）

6番 井藤茂信君。

○6番（井藤茂信君）

賛成の立場から発言いたします。

付託された委員会の中で審査が行われ、その結果、可決するものとされておりますので、賛成いたします。

○議長（濱野良一君）

ほかに討論はありませんか。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長(濱野良一君)

8番 鈴木美香君。

○8番(鈴木美香君)

私も従来からマイナンバーに関してはずっと反対してまいりました。マイナンバーは、まだ全然信用できる制度ではないと思います。その旨、マイナンバーに関する議案については反対させていただきます。

○議長(濱野良一君)

ほかに討論はありませんか。

(発言者なし)

○議長(濱野良一君)

ほかにないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第2号については、反対がありますので起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(濱野良一君)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(濱野良一君)

日程第16、議案第3号 令和5年度土庄町港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長(濱野良一君)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長(濱野良一君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第17、議案第4号 令和5年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

議案第5号 令和5年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議員の派遣

○議長（濱野良一君）

日程第 19、議員の派遣についてを議題といたします。

議員の派遣については、申出書が提出されております。詳細については、配布のとおりであります。

議員の派遣については、土庄町議会会議規則第 126 条の規定により、議会の議決を経ることになっております。

お諮りいたします。配布いたしております、議員を派遣することについて、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、議員を派遣することに決しました。

閉会中の継続調査申出

○議長（濱野良一君）

日程第 20、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

土庄町議会会議規則第 74 条の規定により、各委員会の委員長から配布しております申出書のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり、継続調査に付することに決しました。

閉会

○議長（濱野良一君）

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これにて、令和 5 年 12 月土庄町議会定例会を閉会いたします。

誠に、お疲れさまでした。

閉 会 午後 2 時 52 分

地方自治法第 123 条第 2 項による署名議員

土庄町議会議長（濱野良一）

同議員（石井亨）

同議員（宮原隆昌）